クロージングシンポジウム

「教育施策と社会的養護の連携と協働

ー今、どうなってる？ どう進める？」

基調講演：

伊藤　史恵（文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課長）

シンポジスト：

竹中　雪与（東京都立川児童相談所 所長）

早川　悟司（社会福祉法人子供の家、児童養護施設子供の家 施設長）

串間　範一（全国自立援助ホーム協議会 会長 自立援助ホームウイング・オブ・ハート）

野田　正人（立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授）

藤本　恵美（戸田市教育委員会・指導主事）

濱渦　孝治（東京都立しいの木特別支援学校 校長）

助言者：

伊藤　史恵（文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課長）

鈴木　茂　（こども家庭庁 支援局 家庭福祉課長補佐）

コーディネーター：

板東久美子（日本赤十字社 常任理事、
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 理事）

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

コーディネーター

板東　久美子

（日本赤十字社 常任理事、
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 理事）

皆様こんにちは。コーディネーターを務めさせていただきます板東でございます。私はもともと文部科学省出身ということでございますので、今回の教育と社会的養護との連携ということのコーディネーターを務めるように、というご指示があったものと思っております。教育施策と社会的養護の連携と協働というテーマでございますけれども、今まで FLEC フォーラムの中で教育の問題が真正面から取り上げられるということはなかったのではないかと思います。子どもたちの日常、それから将来にとって教育の問題は大変重要ですし、学校生活というのは非常に重要な部分を占めておりますけれども、その問題について FLEC フォーラムでなかなか論じられなかったというのは、逆に言いますと教育と福祉の連携というのが、まだまだ課題があるのではないか、その課題自体を改めて探らなくてはいけないという、そういったスタートラインの議論が必要ではないかと感じるところでございます。今回そういうことで、初めてということでございますけれども、教育現場あるいは教育行政側からのご参加者、それから社会的養護の関係の皆様にお集まりいただきまして、それぞれのお立場から見てどういう課題があるか、これから協働、連携に向けてどう取り組んでいったらいいのか、そういうことについて活発にディスカッションさせていただければと思っているところでございます。

先程ご紹介いただきましたように、第 1 部、第２部、第３部ということでございますけれども、最初に第１部ということで、基調講演、問題提起を文部科学省の伊藤児童生徒課長のほうから 20 分ほどお願いをして、そのあとシンポジストの皆様それぞれの立場から 10 分ぐらいずつご説明、問題提起をしていただければと思っております。そして休憩を挟みまして、いろいろな角度からご発表いただくと思いますので、それに基づき、活発なディスカッションをさせていただければと思っているところでございます。それでは早速始めたいと思います。まず基調講演のほうから、よろしくお願いいたします。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

伊藤　史恵

（文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）

皆さんこんにちは。私のほうからは、本日教育と福祉の連携に向けてということで、とりわけこの社会的養護という観点の中で、喫緊の対応が求められる貧困と児童虐待という観点を中心にお話を申し上げたいと思って、今日の議題、資料を用意させていただきました。教育が果たす役割というところで、大きく福祉の関係で 3 つあると思っております。1 つはそもそもとしての、教育機関の役割に関わる話ですけれども、生育環境関係なく、子どもたちが自分の自立、そして社会的な構成員として必要な資質を身につける成長の場としての教育。これは出自関係なく、成長の最低限の質の保障ということで、チャンス、機会が保障されるということが、まず教育機関としての役割かつ福祉における教育の役割と考えます。

本日は次に申し上げたい 2 点目、3 点目を中心にお話したいと思いますが、2 点目としては、特に義務教育、全ての小中学校の子どもたちが通う場ということで、課題の発見の場、支援のつなぎの場としての役割の期待です。ここは本日皆さんいろいろなお立場の中で、そのつなぎの場、そして発見の場というところでの取り組みの強弱、そして課題というところもあろうかと思います。

そして 3 点目といたしまして、1 点目の育ちに関係なく教育の機会が保障されるということとの兼ね合いでいったときに、例えば高校、そして大学というかたちで、義務教育のその後、さらに成長するための教育環境を整備していくということで、そこに経済的支援でつないでいく役割です。この 2 点目、3 点目を中心にお話を申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

まず先程申し上げました、課題の発見の場、つなぎの場としての学校というところでございますけれども、こちら平成 18 年に協力者会議の報告書としてもまとめております。とりわけ児童虐待防止といった観点で学校の強みと期待されるものというところで示しております。この赤字で書かせていただいているとおり、一定年齢の子どもたちに対して網羅的に目配りができ、それによって日常的な変化に反応し対応できるような教育機関、全ての一定年齢の子どもたちが集まるというところでは、非常に大きな特徴があるということをご指摘いただいております。アドバンテージというところは、まさに義務段階であれば小中で、さらに特別支援学校ということでいきますと、約 5 万校あると。これが圧倒的な、子どもに関わることができる網の掛け方というところでのメリットでありますし、またそこで子どもたちが 1 日の大半を過ごし、そして 4 番目の項目にございますとおり、関わる大人、かつ一定の専門訓練、教員免許ということですね、養成段階で専門訓練を受けた教員が集まっているというところで、チームで課題に対応することができると期待されているわけでございます。

こちらにつきましては、児童相談所における児童虐待対応件数というところで、非常に深刻な状況、約 22 万人、速報値でございますけれども、令和 4 年に迫る状況というところで、その中で学校ないし教育委員会が、経路別で通報している割合は、合算すると 1 万 6,000 件ということで、全体の大体 8 パーセントほどです。これが先程申し上げた期待されることと実態ということで十分な数字なのか？というところはあろうかと思っております。

こちら一昨年、令和 4 年 12 月に改定しました生徒指導提要、12 年ぶりに改定をしたわけでございますけれ

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

ども、改めて学校における生徒指導の喫緊の課題に対して、学校教員に求められることを、ガイダンス書としてまとめたものでございます。ここにおいても、例えば児童虐待で学校に求められる役割ということで、例えば市町村や児童相談所に虐待を受けたと思われる子どもがいた、認知できた場合は、これは通報義務がかかっているということ。また早期発見も努力義務として求められております。加えて情報の提供も求められていることを改めて学校関係者に周知するとともに、校内における基本姿勢として、児童虐待に関する正確な知識、対応について理解する必要があり、研修と修養が求められるとともに、通告義務があるわけですから、それができる体制を普段から整えておくということ、そのためには、3 番目のポツにありますけれども、組織的なアセスメント。こういったことができるように、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、こういった専門家の専門性も取り込みながら校内体制を整備していくことが求められています。

また未然防止ということに対しては、児童生徒に対してはつらいときに相談できるように、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーを含めた相談先の紹介ということ。そして、今日資料を割愛してしまったんですけれども、そういった課題を抱えているお子さんの声がなかなか上げにくいというところを、ハードルを下げるために今学校に 1 人 1 台 PC を整備するというギガスクール構想がございまして、ほぼ 1 台端末が整備できているという状況の中で、そこに相談をしやすいアプリを導入して、子どもが相談の声を上げやすいとか、また日々の声とか、体調の記入を進めることによって、ずっと不調が続いているお子さんを学校で、相談を待つというのではなくて、気になる子を、教員の指導力が前提ではあるんですが、それを補完する役割として見える化して、より声掛けができるような形にしていくということで、令和 5 年の補正予算、今年度の補正予算で 10 億円を措置しまして、全ての基礎自治体、市町村にまずモデル校を作っていくという、そんな取り組みも進めているところでございます。そういった未然防止の取り組みもしっかり進めているところでございます。

あと、先程の体制というところでありますけれども、チームとしての学校という中で、例えば個別のそれぞれの関係機関との連携というところでいきますと、生徒指導提要、先程申し上げたガイダンス書にはそれぞれ、例えば校長で期待される役割、担任としては個別の子どもの日常的な状況であるとか、生徒指導、また教育相談担当の人には、校内の情報集約に取り組むとか、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーについては相談対応。こういったものを助言的な役割とともに担っていく。こういった期待される役割を整理しているところであります。とりわけ関係機関との連携というところで、期待される役割としては、概ね月に 1 回は標準として要対協ほか、関係機関との情報提供はしっかり進めていきましょうということが示されているわけでございます。

あと虐待の手引きということで、さらにケースごとに、例えばどういった対応が必要なのかということも、これは令和 2 年の児童福祉法の一部改正を踏まえて、さらに学校現場に向けて手引きを改定して進めております。とりわけ学校で情報を共有していいのかというところ、個人の情報の取り扱いの関係で躊躇するということも聞きます。これは学校は守秘義務違反や刑事上の責任を気にしてためらうことなく通報するということについて、方針を示す手引きも作らせていただいておりますし、また個別のケースを何個か例示しまして、校内研修でも生かせるような研修教材、こういったものも作って示しているところでございます。

留意点というところですけれども、今期待される役割と申し上げてきていますが、今日の御論点にも関わりますけれども、（4）の中で、例えば学校にしてみれば、

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

児童相談所に連絡してもなかなか対応してくれないと感じたり、また児童相談所のほうからすれば、学校が通告して、その後のケアをしてくれないとか、それぞれ行き違うところがあるかと思います。こういったことがないように日頃からの連絡担当、例えば先程、学校の体制の中というところで行きますと、生徒指導主事、教育相談の教員が窓になって対応する。また市町村の児童福祉部局、そして児童相談所の担当の方はこの方ということで窓を決めて、日頃から情報交換が密にできるように決めておくということは、お互いの動き方、日常からの情報交換というところでも非常に重要だと思いますので、こういったことをしっかり進めていっていただきたいということを、学校には現状お示ししているというところでございます。

次に貧困というキーワードでお話を申し上げたいと思います。これは政府全体としての貧困対策に関する法律、そしてそれに基づく計画の枠組みでございますけれども、その生まれ育った環境によって左右されないように、全ての子どもたちが健やかに育っていくということ。子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにそれを支えていくということがこの法律で謳われ、そして昨年 12 月にこども大綱でまとめられているところでございます。

今申し上げたような趣旨から鑑みたとき、特に貧困は、なかなか実態が見えにくい、捉えづらいというところが、学校として関わるということでもあります。実際に気になる子ということでは、例えば学習意欲の欠如だったり、自己肯定感の低下だったり、また分かりやすく、洋服をいつも同じものを着ているとか、そういった状況であれば、気づきということは分かりやすくなるわけですけれども、今申し上げたような学習意欲の欠如だったり自己肯定感の低下ということであれば、それが背景として貧困、家庭の状況があった上で、というところはなかなか見えづらいというところがあります。そういったことを考えたとき、必要な情報の福祉機関との連携ということは非常に求められるというところであります。

子どもの貧困率の推移というところでは、衝撃的な数字としては、もともと平成 24 年、16 パーセントというところで、5 人に 1 人は社会的貧困というところから、だいぶ関係者各位のお取り組みによってこの率自体は少なくなってきているというところはありますけど、まだまだ諸外国に比べて非常に高い状況ということで、より一層の取り組みの必要性が求められているというところでございます。

教育といった観点でこの貧困対策において、3 つの大きな観点で取り組んでおります。1 つは、義務教育段階のあとの教育機関へのアクセスの経済的な観点での支援ということ。緑のところは相談等その指導体制、そしてオレンジのところに関しましては、社会的経験の補充という観点でございます。まず 1 点目の経済的支援に関わる話といたしまして、進学率に関する指標でございます。義務教育卒業後の、高等学校を中心とした高校進学率については、だいぶ関係各位のご支援によって変わってきているところありますけれども、全国全体が、高校に関しては 98.8 パーセントが高等学校等への進学率でございます。それに対して児童養護施設のご出身、社会的養護を含めてでございますけれども、97.3 というところまできています。一方で大学の高校卒業後の進学率というところについては、これも伸びてきてはいるものの、全国の進学率が 83.8。これは専門学校も含む、大学等進学率でございますが、この 83.8 に対して、こちらは 36.4 というところでありますので、まだまだ高等教育機関へのアクセスについては課題があるという認識であります。そういった観点で、切れ目ない経済支援として、高校そして大学段階の高等教育機関への経済支援というところも大幅に予算充実をさせていただいております。

高校就学支援金のところを申し上げますと、奨学給付金については社会的養護で児童福祉施設、そして里親等支援されている方でいくと措置費の中に入っておりますけれども、高校就学支援金については、年収等を世帯収入で見ていく基準で支援費が変わってくるわけですけれども、こちらについて、これは児童養護施設および里親等社会的養護受けている方については、本人の収入で見るということで、より支援が受けられるようなかたちに支援対策をとっています。大学についてもそうでございます。令和 2 年から新しい給付金、そして授業料の減免制度というところを揃えて、今取り組みを支援していますが、生活保護世帯ということであれば、父母が生活扶

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

助を受けていれば本人の所得で判定、そして先程申し上げたところですが、大学等への経済的支援についても同様でございます。

あとこういった制度があるということについての認知、情報を行き届けるという取り組みが必要だと思っておりまして、こちらにつきましては自習ノートに進学にあたっての経済的支援が受けられる、そういった情報を記載しまして、全国 480 か所の児童養護施設に昨年度も配布させていただきまして、子ども一人一人の手に情報が届くように、ということがなんとかできないか、ということを今取り組んでいるところでございます。

とりわけ今申し上げたのは大学に入学するその入学金および授業料等への支援でございますが、その前段階の受験に要する経費についての課題もございました。これにつきましては、今年度、令和 5 年度から日本学生支援機構等が寄付金も活用して始めております。1 人当たり 20 万円の支援で始めておりまして、実際に今年度 600 人を超えるお子さんにご利用いただいておりまして、こういった取り組みも進んでいることを、しっかり情報を届けていきたいなと思っております。

また放送大学で、こちらについては文部科学省と総務省が所管している大学でございますけれども、こちらについても、まずは入学試験なく、年 2 回書類選考で入学できるということと、当然大学でございますので、学士、そして修士号がそれぞれ取れますということ。そして手厚い制度でございますけれども、こちら経済的な観点でいきますと、先程申し上げた日本学生支援機構ほかの奨学金等々、また授業料減免制度を活用した上で、令和 6 年から独自の 2 万円の支援ということも放送大学でされると聞いております。それを合算しますと、自己負担 0 で大学を卒業することができるという、そういった取り組みもこの児童養護施設入所者への進学サポートということで始められると聞いておりますので、ぜひこういった取り組みも進んでいることを、本日お集まりの方々にもお届けしたいと思いまして、今日ご紹介しております。会場の入口にもパンフレットをご用意しておりますので、ぜひお持ち帰りいただけたらと思っております。

今申し上げたのが経済的な観点ですが、2 点目としては、相談と支援という機能であります。こちらの中に当然学習面での学習補助員であったりとか、そもそも準要保護率が高いような地域では教員をプラスアルファで、加配と言うんですが、配置したりと、そういった学校教育体制の中の充実ということもしております。その中で合わせて専門家を増やしていくということで、スクールソーシャルワーカー、カウンセラーの配置、充実というところも、助言、相談機能の強化というところで進めているところでございます。例えばソーシャルワーカーにつきましては、全国で中学校区 1 万校区あるわけですが、その 1 万校区への配置というところについては、まだ週 3 日という状況で、さらに課題のある地域には配置時間を増加するということで、貧困対策のための支援が必要な 3,500 校についてはプラスアルファの配置時間になっています。今回、令和 5 年の補正予算でさらに緊急相談、緊急のつなぎが必要というところで、充実しているところもございます。

最後、ソーシャルワーカーの連携事例ということで、紹介したいと思いますけれども、スクールソーシャルワーカーによって実際に訪問支援サービスにつながった事例だったりとか、困っている養父母に養育されている児童の方で、実際にスクールソーシャルワーカーが助言して市の福祉担当につながって親族里親の制度につながった。こういった事例も出てきておりますので、学校内における体制というところでは、まだまだスクールソーシャルワーカーそのものの配置時間が限られているというところもありますが、こういった方のスキル、専門知識を生かして学校自体がつなぐ。また配置時間が充実されている地域に関しては、学校の相談方針に基づいてスクールソーシャルワーカーの方が福祉部局につないでいくというところまで持っていけたらなと。私はスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置担当の課長でありますので、今後そういった体制の充実のため、予算確保を頑張っていけたらなと思っております。

駆け足になってしまいましたけれども、こういった教育と福祉の連携を強化することで、今厳しい環境にある子どもたちの育ちをさらにしっかり支える体制につなげていけたらと思っておりますので、本日のシンポジウムでそういった観点での意見交換ができればと思っております。本日はどうぞよろしくお願いします。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

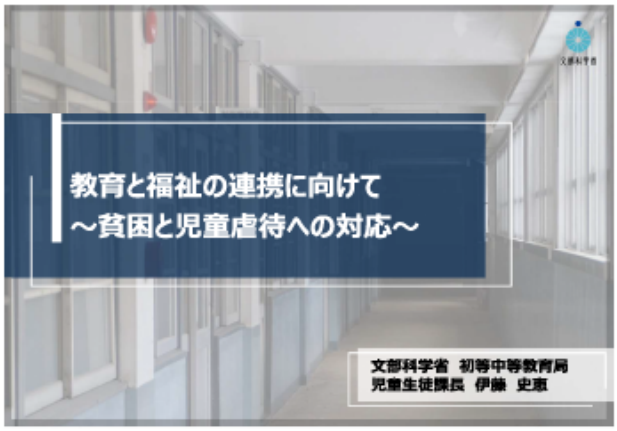

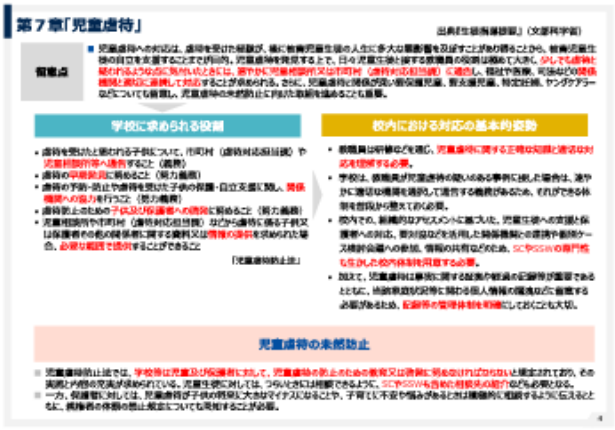

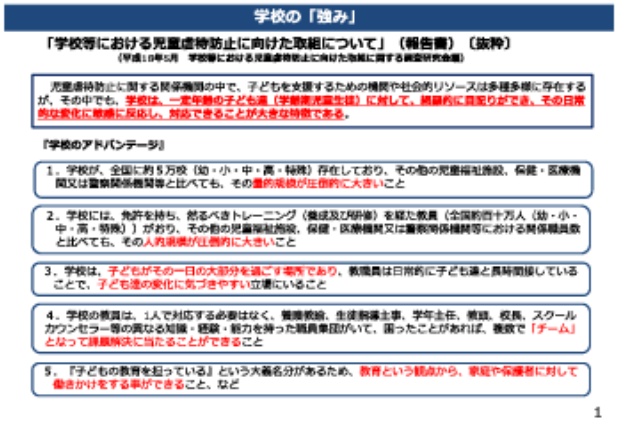

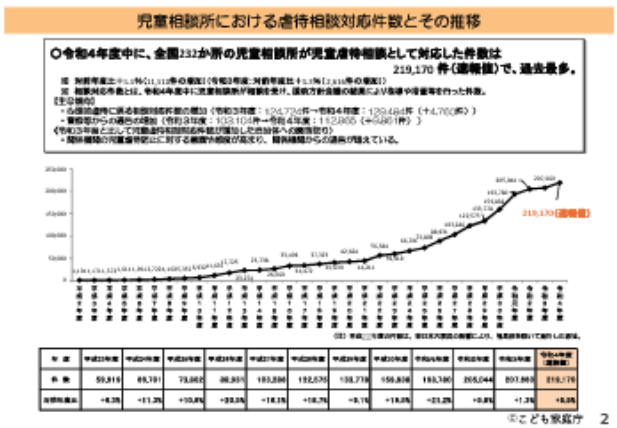

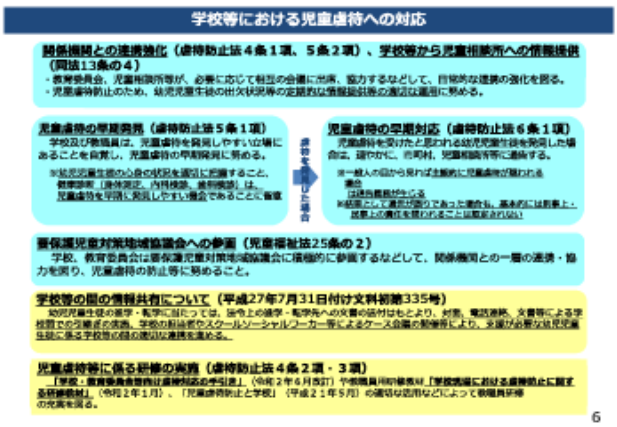

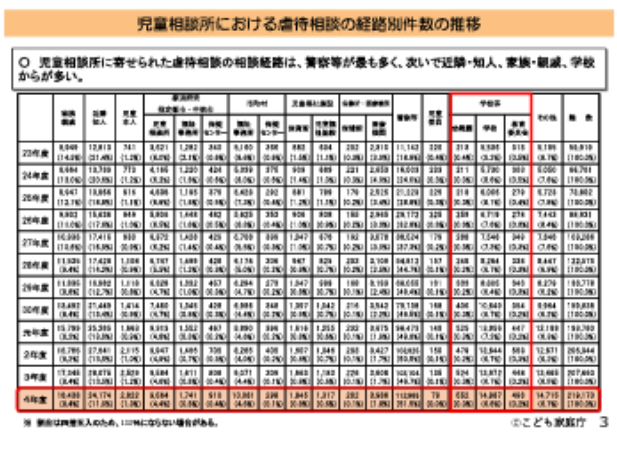

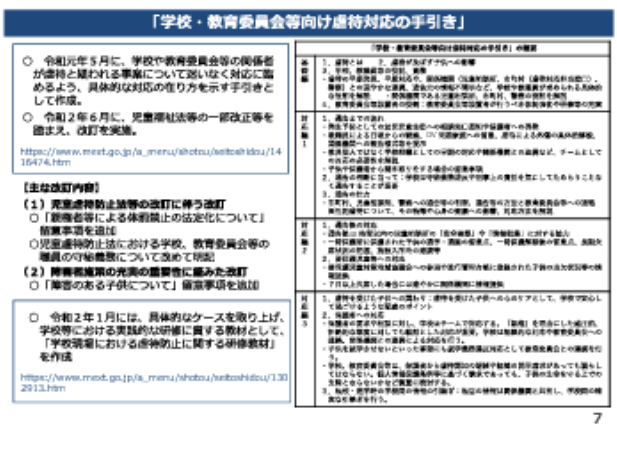

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

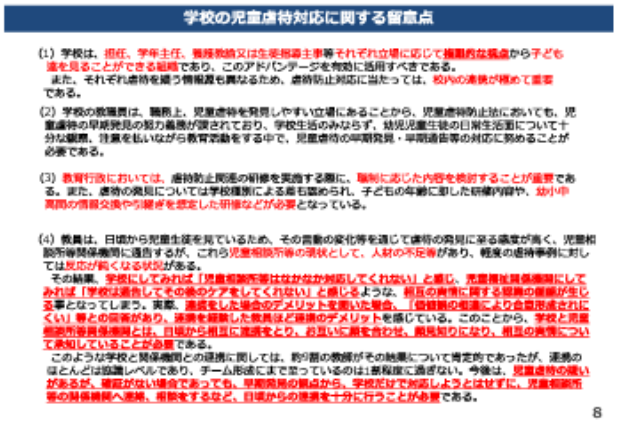

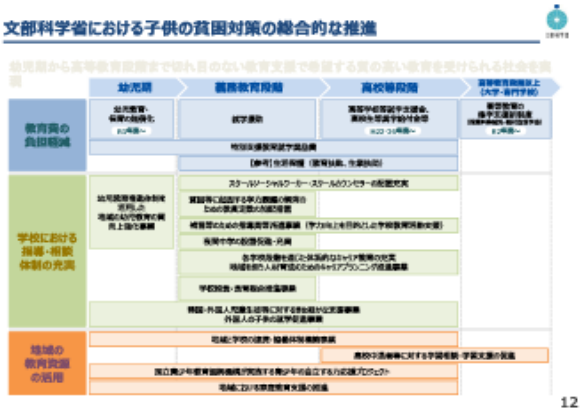

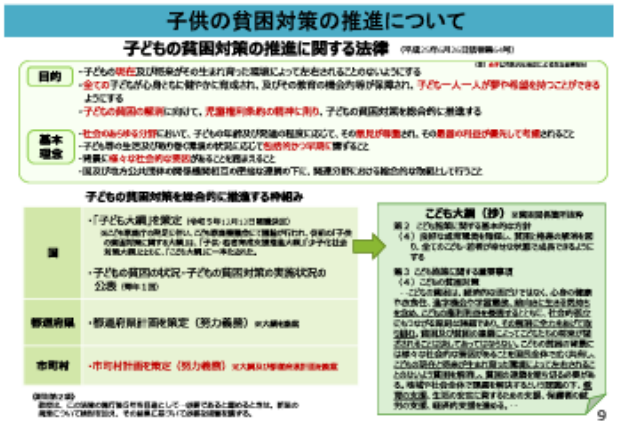

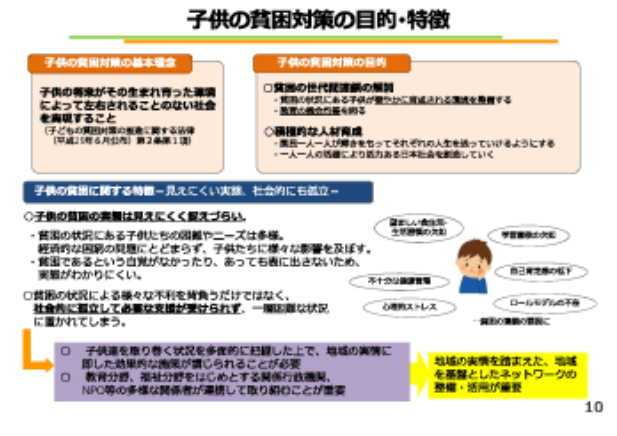

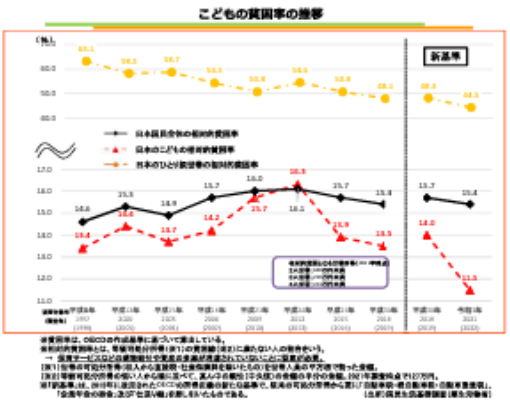

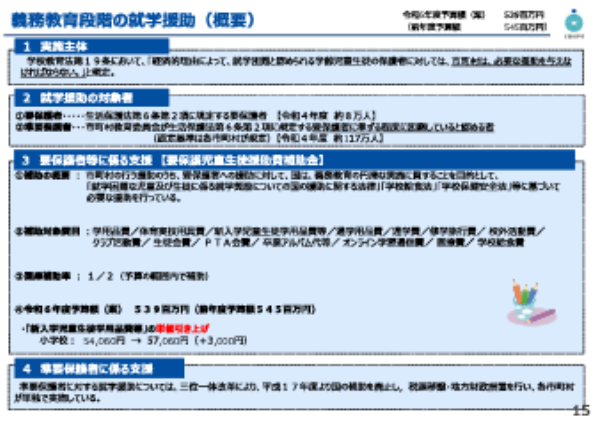

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

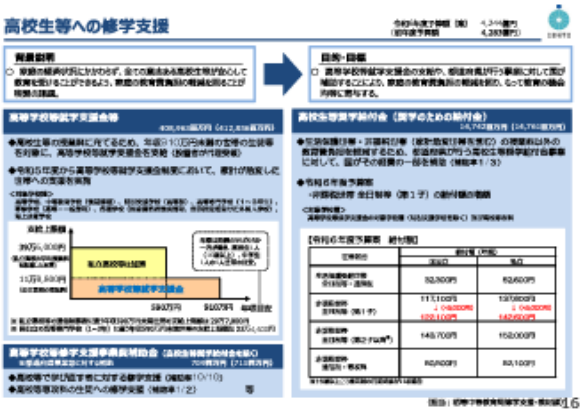

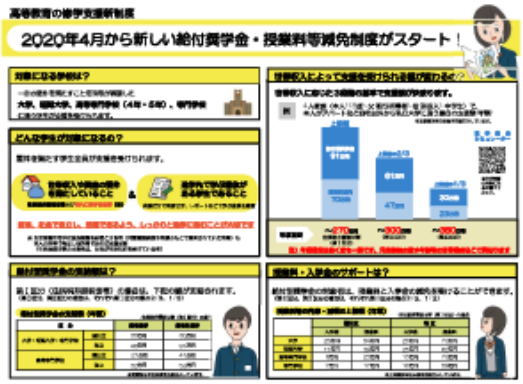

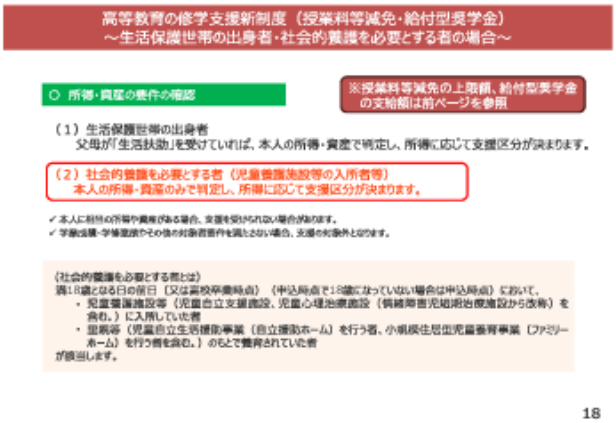

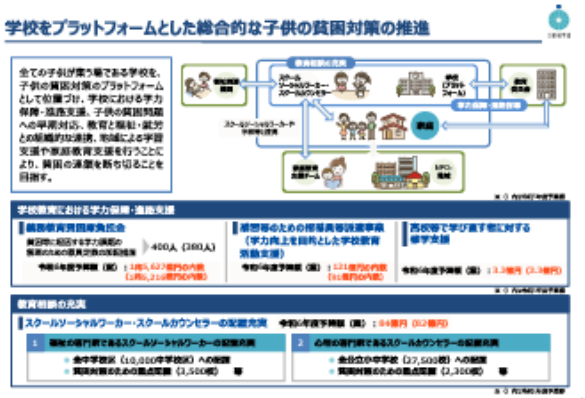

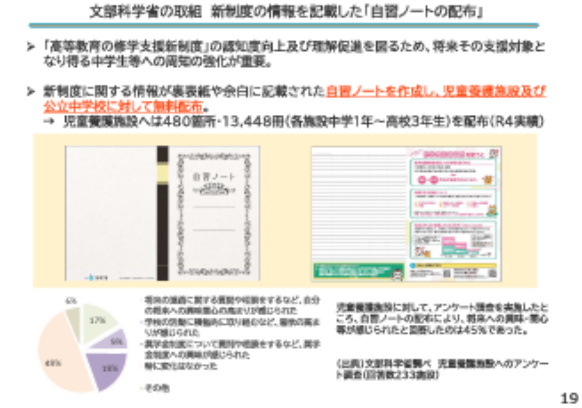

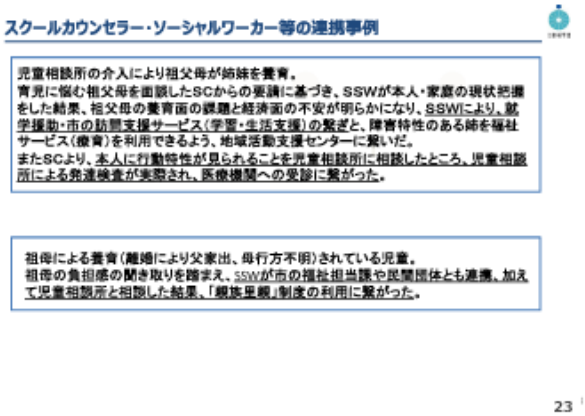

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

24

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

シンポジスト

竹中　雪与

（東京都立川児童相談所 所長）

ただいま紹介をいただきました、立川児童相談所の所長をしております竹中と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。早速ですけれども、1 枚目につきましては立川児童相談所の紹介ということで、あとでこれは皆さん読んでいただければと思いますが、2 つだけトピックで伝えたいのは、里親さんの支援として去年度からフォスタリング機関として、愛恵会乳児院のフォスタリング機関が入りまして、そこと児相職員とでタッグを組んで、より密な里親支援を始めて奔走しているということ、そして東京都の児童相談所のトピックとしては、これから多摩地域には 3 つの児童相談所が新設されることが決まりました。加えて区立児相がさらに開設されますので、この数年は児童相談所新設ラッシュということで、人材確保と育成が喫緊の課題ということが、児童相談所が直面している問題だと思っております。

さて、本日は教育施策と社会的養護の連携と協働というテーマでございますが、私も本当にこれは悩みまして、悩みまくって今日を迎えたということになります。ただ現場の目、児童相談所から見た思いを伝えていけたらなと思っております。学校教育委員会の皆様は子どもを救うために児童相談所にとってはとても大切なパートナーです。児童相談所に通告が入るところから最後の助言終了となるまでの関わり、これが一貫して続いていくということになります。これは一例なんですけれども、学校からの通告、それから学校での身柄の確保、時には保護者の、なぜ子どもを児童相談所に渡したのか？という高圧的な苦情にも毅然とご対応してくださっています。そして一時保護中の児童相談所の調査の協力だとか、相談援助決定前後のケース会議、それから一時保護解除後の在宅指導中の子どもへの教育や支援、見守り、そして里親委託施設措置となったあとの関わりなど、そのフェーズごとに様々な役割を担っていただいているところです。まさに伊藤課長がおっしゃった発見の場とつなぎを実践してくださって、協力をし合っていると思います。

特に本日のテーマとなっています赤枠で囲った部分、この社会的養護となる里親委託、それから施設入所後については、子どもの監護権が保護者から里親さん、それから施設長に移ること、そして子どもの環境も、住居を始めとして大きく変わっていく。それとともに児童相談所の役割も変わってくるというふうになっています。また実親との交流だとか、家庭復帰、それから進路、進学、就労等、自立への道筋を作って 18 歳を迎えるまで、学校、里親、施設、児相が並走していくということになります。

またこれに加えて、社会的養護を必要とする子どもについては、皆さんご存じのとおりですけれども、対応が非常に難しい子どもたちがほとんどという状況になっています。この表は東京都における児童養護施設に入所する子どもたちの状況なんですけれども、健康上の問題や情緒的な問題、不登校等の非社会的行為や反社会的行為の理由から、個別指導が必要な子どもたちは増加していて、それは 7 割を今超えているという数字が出ています。里親に委託される子どもたちも同様にとても難しい状況です。だからこそ互いの情報共有が本当に大切になってくると思っています。

こうした上で、改めて社会的養護が必要な子どもたちにおける児童相談所、学校、里親、施設との情報共有の視点というのは、里親委託、施設措置決定時と委託措置

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

決定後で少し変わってくるのではないかなと思っています。委託措置決定時というときは、児童相談所の立場は保護者と子どもに一番近い存在として、学校の先生方に児童相談所の業務や、その制度を知ってもらう。それから社会的養護が必要な子どもについての状況を知ってもらう。そして監護者となる里親や施設について知ってもらう。そして委託又は措置となる子ども自身のことを、学業面だけでなく背景も含めて説明をして、子どもたちが新しい生活に少しでも安心して移行できるように、全体の調整者としての情報共有を図ることが大命題だと思っています。

それから委託又は措置後については、子どもを養育してくださる里親や施設長が学校に最も近い存在として、日々の様子の共有の中心者となってくると思います。児童相談所は措置権者として、里親さんや施設等を通じて、子どもの日々の様子や子どもの声を都度確認しながら、子どもの心のケアや様々な課題への治療指導、心理教育などを行い、生い立ちの整理、実親への支援や指導、親子交流、それから家族再統合、はたまた進学、就労といった自立に向けた、子どもたちが自分の将来をなるべくスムーズに選択できるための、対外的なことも含めた、もっと大きなところからの総合的な調整役となって、里親、施設、学校、担任の先生やスクールソーシャルワーカーの先生方、スクールカウンセラーの先生方との情報共有が行われるということになります。

長い過程の中で様々に変化を起こす状況に子どもたちはありますけれども、今回この中で 2 つほど課題を挙げてみました。1 つ目は、社会的養護を必要とする子どもたちは、1 人では抱えきれないほどの傷つき、それから課題、将来への大きな不安を抱えています。本当にこれは計り知れないことで、関わる大人みんなで支援をしていかないとならないという状況です。こうした状況の子どもたちをしっかりと多角的に、専門的にも支援するためにもやはり支援計画の策定とか、各機関との情報共有はとても重要じゃないかなと思っています。そして子どもたちの意見を尊重しながら定期的な共有が今実際に行われているんだろうか、ちゃんときめ細かくやれているんだろうか。そんなところを少し疑問に思っているところです。そこをしっかり行う必要があると思っています。

現在里親も施設も児童相談所と協働した自立支援計画を策定していますし、学校につきましても教育支援計画を作成しています。これを共有すればいいんじゃないの？というようなことかもしれないんですけれども、それぞれがそれぞれの専門的視点で作成しているので、そのまま使えるのかな？ということ。それで実際に紙をやり取りしているかというと、そうではないと思っています。社会的養護の子どもたちの持つ背景だとか、その子どもが抱える課題の難しさについては、各機関のそれぞれの専門的な視点での対応や役割分担、また現在考えられる将来の方向性を含んだ共通のゴールを設定し、その内容の振り返りの機会の設定が改めて必要だと思います。その情報共有の在り方、作った計画書をどう活用していくか、というところに、改めて原点に返っていく必要があるのかと思います。こうして作成された支援計画が家庭復帰のときや、自立後の支援機関への引き継ぎとしても活用できるのではないかと思っています。特に若年の子どもたが社会につながるための策、それから大人の制度、例えば障害者施策や女性相談支援策というところにもつながりやすくなるようにするためにも、そういったものを作って、大人の施策につないでいくということも大事なのではないかと思っております。児童相談所としては、高齢児の相談にすごく今難しさを感じているのが実態です。

あとさらなる課題としては、個人情報のやり取りをどういうふうにするかとういうその根拠の確認。恐らく私は要対協の範囲の中でできるんじゃないかなと思っているんですけれども、要保護児童対策地域協議会の中にも、構成員として里親さんが入っている自治体があったりなかったりなど、ばらつきもあったりとか、社会的養護の子どもたちの取りまとめを市町村が実際行っているかどうかというところがあまり明らかになっていないんじゃないかなと思っています。

また、子ども本人や親権者の同意をとって、必要な関係者と情報共有することが可能ですが、28 条ケースや、施設秘匿ケースなどはやり方を検討しなければならない、というところはあります。自立支援計画策定時は、子どもの意見を入れていくということは、必ずやるというふうになっているんですけども、本当の理想としては、子

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

どもや保護者も一緒に検討していくということを目指してもいいのかなと。透明性しかり、子どもの将来を子どもと共にみんなで、一緒の将来を描いていくというような、並走型の計画を作ることを目指すことが必要かと思っています。こうしたことというのは児童相談所の職員の力量の向上だとか、児童相談所の体制強化というところをすぐやっていかなければいけないということは十分に承知しているところです。私もそこの人材確保とか育成というところに今まで以上に力を入れていきたいと思っています。

ちょっと脱線をしますけれども、職員の専門性だけを身につけることに力点を置くと、児童福祉として必要なところ、例えばケースワークが定型化してしまうとか、自分の過ちについて振り返りができなくなったりというような本来人として大切な部分がおざなりになる傾向もあるので、そこは全体的に網羅して育成をしていかなきゃいけないと思っています。

そして最後になります。もう 1 つの課題は、少し大きな話になってしまうんですけれども、地域によっては子どもの受ける教育資源に違いがあることです。例として、自閉症児の情緒障害児学級には通級とか固定級とかがありますけれども、例えば子どもがもともと通学していた学校では情緒固定級だったんだけれども、施設入所先の地域では情緒固定級がなくて、まずは通常級から入って子どもの様子を把握した後に決める、というところもありました。逆に親権者である保護者は、これまで子どもに合った教育をしているのに、それがなぜ新しいところに行ったらできないのか、というお話もあり、丁寧な説明が求められることもあります。それぞれの地域の考え方があるとは思いますけれども、国や自治体が一体となって、そこの平準化を、大きな問題ですけれども、整えていくことが将来の課題でもあるのかなと思います。ですけれども、まずは学校教育委員会、里親・施設、児童相談所が顔を突き合わせて、支援計画の作成や情報共有を、子どもや親権者の意見を十分に聞きながら、子どもの最善の利益のために、安心安全な生活を送りながら、子どもの将来の舞台をいくつも用意できるように、さらなる連携を行っていく必要があると思っております。非常に雑駁な話でしたけれどもこれで終わりにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

令和6年3月10日（日）
第6回FLECフォーラム・クロージングシンポジウム

教育施策と社会的養護の連携と協働

－今、どうなってる？どう進める？－
児童相談所の立場から

東京都立川児童相談所長
竹中　雪与

社会的養護における児童相談所・施設・里親と学校との協働

◆ **里親委託・施設措置決定時**：児童相談所は調整役
- 児童相談所業務の共有
- 社会的養護が必要な子ども達についての共有

◎ 監護者となる里親・施設についての共有（制度、里親・施設個々）
◎ 委託・措置となる子ども・その子どもの背景についての共有

◆ **委託・措置後**：里親・施設長は監護権者、児相は措置権者
- 短期的視点　：・日々の子どもの様子の共有（学習、友人関係等）
- 中長期的視点：・長い養育の中で子どもの変化等の共有
  里親宅や施設でのためし行動、学校等での不適応、発達・学力の課題、実親との関係、生い立ちの整理等
- 学校（SC、SSW等）、施設心理士、児相心理司・医師等によるケア、治療指導、発達検査等専門領域の共有
- 進学、進路、家庭復帰に伴う転校、就労等、自立に向けた支援の共有等

東京都立川児童相談所の紹介

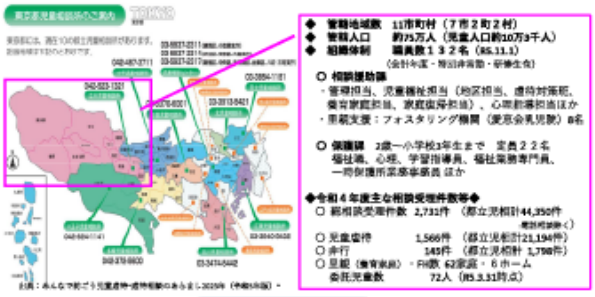

2025年度～2031年度までに多摩地域に３児相を新設
（多摩地域管轄５所→７所へ）

児相、里親・施設、学校との協働における課題と方向性①

課題１

◆ 社会的養護の子どもは1人では抱えられない傷つきや課題を抱えている。
だからこそ支援する側の支援計画作成と情報共有は重要。
子どもの意見を尊重しながら、定期的な共有が十分にできているか？

○ 里親・施設、児相と協働した自立支援計画（里親が養育に関する最低基準、児童福祉施設最低基準）
○ 学校は教育支援計画（特別支援学校学習指導要領）

方向性

共通の支援計画の協働作成、振り返りの機会の設定

更なる課題等

☑ 個人情報の問題。共有するうえでの根拠の確認
☑ 共有する情報の選定、範囲の確認。計画作成、進行管理等役割分担の明確化
☑ 子ども自身、親権者の意見を入れる仕組み（児福法28条、施設秘密ケース等の課題）

虐待通告受理からの児童相談所と教育機関等との関わり例

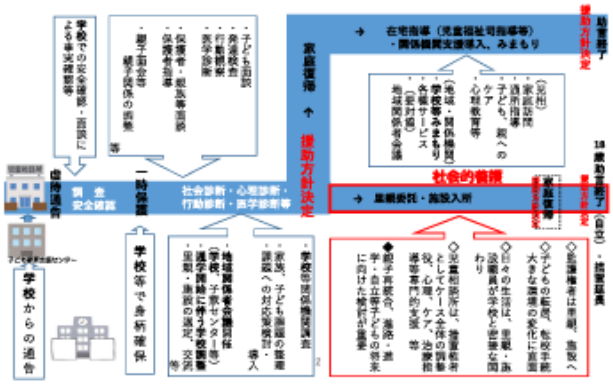

児相、里親・施設、学校との協働における課題と方向性②

課題２

◆ 地域によって子どもの受ける教育の資源等に違いがある。
例）自閉症・情緒障害学級、通級、固定級
居住地では情緒障害固定級に通っていたが、施設のある地域では、通常級に入った後、適切な通学先の決定を行う

方向性

子どもの特性に合わせた教育の選択が可能となる地域差の是正

更なる課題等

☑ 国、地方自治体一体となった施策の推進
☑ まずは、学校、教育委員会、里親・施設、児相が密な連携のもと、子どもや親権者の意見を聞きながら、子どもにとって最善の利益を考慮した舞台を用意→更なる連携の強化へ

東京都における児童養護施設入所児童の状況

児童養護施設において、情緒的問題、倫理上の問題、非社会的行為等の理由から個別的ケアが必要な児童の割合は、２００９年度の約６２％から２０２２年度は約７２％に増加している。

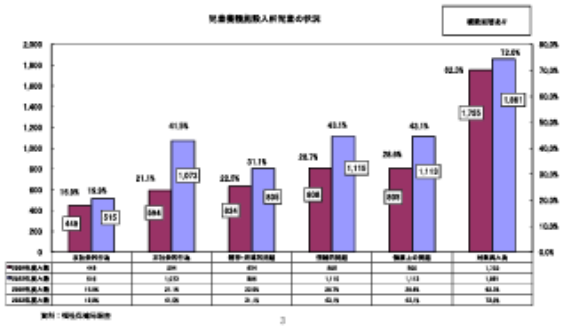

ご清聴ありがとうございました。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

シンポジスト

早川　悟司

（社会福祉法人子供の家、
児童養護施設子供の家 施設長）

皆さんこんにちは。子供の家の早川と申します。よろしくお願いいたします。私、今ご紹介あったように児童養護施設の施設長という立場ではあるんですけれども、私も要対協に出ていて非常に危惧するのが、今日もお話には上がってきますけれども、早期発見、早期介入ということで、要対協にいると、ややもすると発見、通告をした、そして児相に引き離された。それでリストから子どもが消えるわけですね。それで一件落着みたいな感じにとられてしまっては非常に困るということで、私たちはその切り離されたあとの子どもたちを見ていて、そのあとの支援がどんなに大変かというところを日々感じていながら、先程竹中さんのお話にもありましたが、いろいろ発達上の重篤な課題のある子どもたちがいます。ただそれが、大体の場合は反応性アタッチメント障害ということで、受けた虐待の影響という言葉一言で片づけられて、病院に連れていかれて、向精神薬の服用みたいなことになるんですけれども、私は違った視点を持っていて、今日は 1 つの投げかけをしたいと思います。それが今日の中心になる家庭、学校、地域の引きはがしということですね。これを経験した子どもたちがどれほどのダメージを負っているか。受けた虐待もさることながら、家庭、学校、地域、子どもたちにとって見れば世界そのものなんですけれども、そういったことをいかに奪われないようにするか。そのことが私は非常に重要だと思っています。

これは虐待の通告相談件数なんですが、これはあくまでも児童相談所が対応したということで、下の数字が速報値と言いながら、これは 21 年の速報値になっていて申し訳ありません。ただ構成率に関しては 22 年の速報値に合わさっています。この辺はいいかなと思うんですが、次に家庭の状況ということで、皆さんご承知かと思いますけれども、社会的養護に送られてくる子どもたちの家庭の状況、圧倒的に母子家庭が多いです。児童養護施設では約半数みたいなことになっていますけれども、近年どんどん面前 DV の率が増えてきていますので、戸籍上は実父母ありになっていても、実際は母子で逃げているということもありますので、現場の実情で言うと 7 割方は母子家庭で 2 割ぐらいはステップファミリー、1 割ぐらいが実父母ありという感じです。

子どもが受けた虐待は、先ほどの数値でいうと、速報値のところでは面前 DV を含む心理的虐待が 6 割方を占めていて、ネグレクトは第 3 位だったんですけれども、社会的養護に来る子どもたちが受けた虐待ということになると、途端に 1 位と 3 位が逆転していて、ネグレクトが 6 割を超えていると。心理的虐待は 3 位にひっくり返るということですね。この構造があまり重要視されていないというか、語られることが少ないなと思います。こちらの赤字の数値は、全体的な傾向としては全く変わっていないです。離婚による母子家庭ということで、日本の母子家庭は 8 割方が離婚による母子家庭です。残り 2 割が死別、未婚だったりするわけですけれども、元は父親がいるわけですけれども、圧倒的に養育費を受け取っていないし、受け取ったところでもこんな平均月額で、こんなんじゃ食べていけないので、8 割就業と書きましたが、直近のデータでいうと 9 割方就業しています。平均年収でいうと、今 250 万ぐらいまで上がっていますが、でも半数が非正規就労なので、そういった方々は、これは 150 万ぐらいまで上がっていますけれども、ど

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

っちにしてもそんな金額で食べていけないと。生活保護も機能していなくて、捕捉率、必要な人が 10 人いたら何人受けているかというと、2 人なわけですね。なので、日本ではそういったセーフティネットが機能していない。これは社会的養護も捕捉率が非常に低いんですけれども、あと生活困窮者自立支援法とか、制度のメニューはいろいろあるんですけれども、大体のものは 10 人必要な人がいたら届くのは 2 人です。なんでこんなに制度が届かないかというところを議論していかないといけないと思います。

あと児童扶養手当というのもご覧のような数字で、ほぼセーフティネットになっていないということです。そういったことで、母親の多くはシングルになればワーキングプアになっていくということなので、必要なのは親への非難とか早期発見、早期分離ということではなくて、分離前にいかに見守っていくかというところが非常に大事だと思っています。なので今日は、私は児童養護施設というよりは少し違った観点で問題提起をしたいと思っています。この一番下に書いた 3 つの柱、家庭、学校、地域からどのように子どもが引き離されないように守っていくかということですね。来月施行の改正児童福祉法は、ようやくと言ったら失礼かもしれませんけれども、かなりこの辺りの観点を重視していただいていると思うんですね。いったん保護された人は、社会的養護に来た人はしっかり 22 歳とか、そういった時間をかけて丁寧に社会に送り出す。だけれどもそれ以上に、分離される前にどのように施設の機能を多機能化させて地域の中で子どもを守っていくかといった支援メニューがだいぶ組み込まれていると思います。なので今後は児童養護施設も今までのように、措置されてくる子どもを座して待っているのではなくて、こういった制度を駆使しながら、地域や学校と連携しながら、いかに地域の中で子どもを守るかということが課題だと思っています。

子供の家のこの辺りの概要は見ていただいて、新しく始めているのが、2 年前からそだちのシェアステーションつぼみというものを作りました。こういった家屋があって、1 階が交流スペースで、子ども食堂とも連携しながら、毎日近くの小学校の子どもたちが学校が終わると帰ってきて、学童（保育所）に入れない子ども、あるいは学童以上に見守りの必要な子ども、あるいは要対協とかで非常に心配だね、ソーシャルワークの機能が必要だね、というお子さんを、家庭から見学に来ていただいて登録していただいて、今 30 家庭登録していただいて日々通ってきてもらってきています。これは 2 階のライブラリーです。これは 2 階のショートステイで、こちらは 1 週間から 2 週間泊まるということで、今度は 1 週間という期限も撤廃されると思います。そういったことでこのそだちのシェアステーションというのを新しく始めたんですけれども、ざっくり言うと、ソーシャルワーク機能を並置した学童保育所みたいな感じで、不登校の支援もするし、お勉強を見てご飯も食べられる、あと保護者への養育相談もできるというかたちで取り組んでいます。こういったプレイパーク的なことだったり、あとは訪問活動だったり、なんとかセンターというと、用があったら来てくださいという感じが多いんですけれども、そだちのシェアステーションというところでは、必要があれば職員が学校にも出ていって、学校の会議にも出ています。あとは、お家の中がゴミ屋敷みたいになっちゃったお家に定期的に訪問して、部屋の片づけをしたりとか、そういったこともしています。

こういったことで社会的養護、里親さんとも協働しながら、今後はこの地域の中で子どもを守る、包摂型のコミュニティの拠点になれればいいなと思っています。学校との連携の課題についてはのちほどのディスカッションで触れられればいいかなと思っております。ありがとうございました。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

第6回FLECフォーラム・クロージングシンポジウム

2024. 3. 10

教育施策と社会的養護の連携と協働
ーこれからの地域における児童養護施設の役割ー

TSUBOMI　KODOMONOIE

児童養護施設 子供の家
そだちのシェアステーションつぼみ
早川 悟司

Ⅰ 社会的養護の背景
① 増える「虐待相談件数」

年度	通告件数	前年度比
1998	6,932	29.5%増
2000	17,725	52.4%増
2015	103,260	16.1%増
2022	219,170	5.5%増

・児童の虐待の防止等に関する法律（2000年施行）を契機
・三桁化（189）による一層の増加

２０２２年度速報値

	身体	性	ネグレクト	心理	総数
人数	49,238	2,247	31,452	124,722	207,659
構成率	23.6%	1.1%	16.2%	59.1%	100.00%

Ⅰ 社会的養護の背景
② 家庭の状況（厚労省2018年2月）

	総数	実父母有	実父のみ	実母のみ	実父養母	養父実母	養父養母	養父のみ	養母のみ	不詳
児童養護	25,223	6,636	2,777	12,227	606	2,624	54	89	75	135
	100%	26.3%	11.0%	48.5%	2.4%	10.4%	0.2%	0.4%	0.3%	0.5%
乳児院	2,959	1,561	79	1,240	—	75	3	—	—	1
	100%	52.8%	2.7%	41.9%	—	2.5%	0.1%	—	—	0.1%
里親	4,222	851	398	2,651	59	228	4	18	5	8
	100%	20.2%	9.4%	62.8%	1.4%	5.4%	0.1%	0.4%	0.1%	0.2%
自立支援	1,348	325	132	656	38	178	4	6	7	2
	100%	24.1%	9.8%	48.7%	2.8%	13.2%	0.3%	0.4%	0.6%	0.1%
心理治療	1,268	276	109	601	41	219	6	9	7	—
	100%	21.8%	8.6%	47.4%	3.2%	17.3%	0.5%	0.7%	0.6%	—
ファミリーホーム	704	180	68	357	18	75	3	—	2	1
	100%	25.6%	9.7%	50.7%	2.6%	10.7%	0.4%	—	0.4%	0.4%
自立援助ホーム	565	130	70	230	26	105	1	2	—	1
	100%	23.0%	12.4%	40.7%	4.6%	18.6%	0.2%	0.4%	—	0.2%

Ⅰ 社会的養護の背景
③ 入所・委託児童等が受けた虐待（厚労省2018年2月）

	総数	虐待あり	虐待経験の種類（複数回答） 身体	性	ネグレクト	心理	虐待なし	不明
児童養護	27,026	17,716	7,274	796	11,169	4,753	8,123	1,069
	100.0%	59.5%	41.1%	4.5%	63.0%	26.8%	30.1%	4.0%
里親	5,382	2,069	629	62	1,361	390	3,028	265
	100.0%	38.4%	30.4%	3.0%	65.8%	18.8%	56.3%	4.9%
乳児院	3,023	1,235	357	2	816	202	1,751	32
	100.0%	40.9%	28.9%	0.2%	66.1%	16.4%	57.9%	1.1%
自立支援	1,488	934	604	55	465	330	436	72
	100.0%	64.5%	64.7%	5.9%	49.8%	35.3%	30.1%	5.0%
心理治療	1,367	1,068	714	96	516	505	249	46
	100.0%	78.1%	66.9%	9.0%	48.3%	47.3%	18.2%	3.4%
ファミリーホーム	1,513	802	365	60	500	289	576	123
	100.0%	53.0%	45.5%	7.5%	62.3%	36.0%	38.1%	8.1%
自立援助ホーム	616	441	238	48	241	243	125	48
	100.0%	53.0%	71.6%	10.9%	54.6%	55.1%	20.3%	7.8%

Ⅰ 社会的養護の背景
④ 女性の貧困

・離婚による母子家庭
養育費支払24.3%（平均43,707円） 8割就業
平均年収200万円（非正規133万円）
生活保護受給率１割（父子家庭も同様）
⇒ cf.生活保護補足率：２割　利用率:1.6%
貧困率58%（有業ひとり親）（OECD 30国中最低）

・児童扶養手当
厳しい所得制限（養育費８割換算）
基準額：月43,070円
増額分：第二子10,170円
第三子以降１人につき6,100円

Ⅰ 社会的養護の背景
⑤「児童虐待」の捉え直し

・家庭で何らかの虐待を受けたとされる児童が大半
・保護者の状況は、「単親」「低学歴」「低所得」に加え「社会的孤立」が特徴

⇒ 必要なのは親への非難でなく、分離前からの肯定的注目と支援！！

⇒「児童虐待」は親や特定の個人の問題ではなく、社会の問題

⇒ 三つの柱（家庭・学校・地域）の尊重

Ⅱ 改正児童福祉法
① 措置解除後の入所支援

＜現行・「社会的養護自立支援事業」＞
居住費支援等（20歳の措置解除後22歳年度末まで）
⇒実施施設が極めて少なく格差が拡大
⇒法改正に合わせて2023年に拡充
退所後支援の拠点（生活・就労相談等）
⇒都道府県毎で対応が区々

＜改正法第6条の3＞
(1)「児童自立生活援助事業」
20歳を超えた入所支援継続が法律明記、義務的経費に。
あわせて「22歳年度末」の年限が撤廃。
過去に一時保護や措置があれば支援の再開が可能に

Ⅱ 改正児童福祉法
② 施設等の多機能化

＜改正法第6条の3＞
(3)「子育て短期支援事業」当該保護者への支援が追加
(15)「親子再統合支援事業」(新設)
(16)「社会的養護自立支援拠点事業」(新設)
⇒退所後支援の拠点。根拠法に明示されたのは前進だが、義務的経費には至っていない。
「措置解除者又はこれに類するもの」を対象
(17)「意見表明等支援事業」(新設・関連第33条の3の3)
⇒18歳成人を踏まえ、より有効に活用されることを期待
施設や児童相談所が児童等を師にかけるのではなく、児童等をサービス利用の主体者に

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

Ⅱ 改正児童福祉法
② 施設等の多機能化

＜改正法案第6条の3＞
(18)「妊産婦等生活援助事業」(新設)
(19)「子育て世帯訪問支援支援事業」(新設)
(20)「児童育成支援拠点事業」(新設)
(21)「親子関係形成支援事業」(新設)

＜改正法案第7条の3＞
(1) 児童家庭支援センターに加え「里親支援センター」
※現行・里親養育包括支援(フォスタリング)機関

＜改正法案第10条の2＞
(1)「子ども家庭センター」(追加)

KODOMONOIE 児童養護施設 子供の家

私たち子供の家は、かかわるすべての子どもの権利を確保し
最善の利益を追求するとともに、地域・社会から信頼される実践を重ねます。

そだちのシェアステーション つぼみ

TSUBOMI

施設概要

設置主体 所在地	社会福祉法人 子供の家 東京都清瀬市松山3－12－17
定 員	入所定員48名 在籍63名 本園24名 グループホーム(園型)6名×4ホーム 社会的養護自立支援事業利用者(20~22歳)12名 ショートステイ6名(清瀬市・東久留米市・豊島区) 居場所通所20名～
対象年齢	1歳～22歳(男・女)
併設事業所	あすなろ荘 (自立援助ホーム) ゆずりは (アフターケア相談所)
形態	本園グループケア×4 グループホーム×4 ステップハウス ステップルーム そだちのシェアステーション

職 員

施設長 (1) ケアスタッフ (67) 家庭支援専門相談員 (3)
個別対応職員 (1) 事務 (3) 心理士 (3) 栄養士 (1)
ショートステイ支援員 (1) 自立支援コーディネーター (1)
キャリアサポーター (1) グループホーム支援員 (3)
里親支援専門相談員 (1) 育児指導機能強化職員 (1)
看護師 (3) 自立支援担当職員 (4) 言語聴覚士 (1)
嘱託医師 (3) スーパーバイザー (2)

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

Ⅲ 児童養護施設の新たな役割
① そだちのシェア・ステーションの開設

＜目的＞
① 子ども・子育て家庭のエンパワーメントと孤立防止
② 地域住民の主体的参加によるコミュニティの再創生
③ 社会的養護の将来像の提示（子どもの主体的地域生活の保障）

＜基本活動＞
① 清瀬市・東久留米市・豊島区のショートステイ・トワイライトステイ
② 放課後児童・不登校児童等の居場所・生活支援
③ 学習支援
④ 食事提供
⑤ 保護者等への養育相談
※主に清瀬市（子ども家庭支援センター・学校・教育委員会等）・日本財団との三者協定により実施
⇒改正児童福祉法「児童育成支援拠点事業」

Ⅲ 児童養護施設の新たな役割
② 新たな拠点の機能

＜付帯活動＞※基本活動を確立した上で検討・実施
① 交流プログラム
スタッフやボランティア等により、子ども向け・親等向けそれぞれにメニューを用意。（遊び、音楽、絵画、工作、ヨガ、演劇、料理、野外活動、ペアレントトレーニング、セカンドステップ等）
② プレイパーク
法人構内敷地を利用し、開設。プレイリーダーを養成・配置
③ 訪問活動・機関等連携
コミュニティ・ソーシャルワーカー（仮称）を配置し、家庭への訪問や関係機関との連携を進める
④ ブランチ運営
地域の子ども食堂・居場所等の取組を醸成・支援
⑤ フォスタリング機関
公募に応じ、里親のリクルート・研修・マッチング・委託後の支援を実施
⑥ 人材育成
地域の子ども家庭に関わる人材を関係機関・大学等と協働で養成

包摂型コミュニティの拠点として

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

シンポジスト

串間　範一

（全国自立援助ホーム協議会 会長、
（自立援助ホームウイング・オブ・ハート））

皆さんこんにちは。ご紹介に預かりました、全国自立援助ホーム協議会会長で、宮崎のほうで自立援助ホームを運営しています串間範一と申します。よろしくお願いします。

なぜ私がここにいるのかなと思うのですが、もともと学校の教員をしていまして、宮崎県内に 9 つの児童養護施設があるのですが、なぜか赴任するところ、児童養護施設の子どもたちがいる小学校でした。九児童養護施設の中の 3 つの養護施設の関わる小学校に赴任して、小学校 2 年生の担任をしていたとき、女の子とのやり取りの中で、全く私は児童養護施設という場をその当時、ペーペーの教員のときに知らなくて、お家に持って帰ってもらうプリントを配ったときに、お家のお父さん、お母さんにちゃんと渡すんだよ、と普通に会話をしました。ところが、ある女の子が後ろに走っていって、ちり箱の上でそのプリントを破ってポイと捨てました。何しているの？と私が言うと、いや、私、お家にお父さんお母さん、いないもん、と言うのです。はっと思いました。施設から通学していた女の子で、しまったと思って、その日のうちに小学校の校長先生に連絡をとって、施設のほうに連絡をしていただいて、その子が帰ったあとどうなのかなと心配になって、その日はさすがに寝れませんでした。

2 日ほど経って、施設のほうにその子どもさんがどのような生活をしているのかなと見学に行かせてもらいました。そのときに施設長さんから聞かせていただいたのが、せっかく来たのだから、その子の寝顔を見て帰って、って言われたんですね。えっ、と思いながら、一緒に食事もしました。そして 9 時ちょっと過ぎ、おやすみなさいってお部屋に帰っていった彼女の後ろから施設長さんが、行っていいよ、お部屋に行ってくださいと言われて行って、そして横でずっと語りながら、彼女の布団をかけ直ししていたら、うれしいと言ってくれたんですね。その子が中学卒業して社会に出たら、高校に行ききれなくて、そして私のところを訪ねてきて、行き場がないです、助けて、と言ったんです。私は独り者だからどこへも行けない、仕事も怖くて行けない。だけどもう帰るところがない、と。それで私の家で生活を一緒にしていくうちに、自立援助ホームというのが制度としてあるのを知って、ならばということで、その当時は自立支援施設の職員だったんですけれども、よしということで立ち上げました。現在立ち上げて 14 年になります。私のホームを経由して社会に出た子たちが 86 名。その子どもたちとは今でもつながっています。つながり続けるのが自立援助ホームだと思っています。自立援助ホームというものを、なかなか皆さんご存じない方もたくさんいらっしゃると思うんですけれども、その中で今日は学校教育との関係ということですので、自立援助ホームの中での就学状況就学支援について今日は触れていきたいと思っています。

児童福祉法第 6 条にはこのように書いてあります。そして児童福祉法第 33 条の 6、都道府県の責務として、と 2 つ条文を持ち出しましたが、どちらも就学支援ということは書いていません。就労支援ということが前提になっています。ということは、自立援助ホームは就学は

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

進めないでいいのかと。これは重複しているんですけれども、当時の全国協議会の実態調査の中で、232 ホームある中で約 8 割のホームに就学中の子たちがいるというのが現実として見えてきました。その中でも、以前は定時制、働きながら学校に行っているという子どもたちが多かったのですが、現在は全日制高校に就学している子たちが約 5 割を超えています。ということはどういうことかというと、学校へ行きたいという子どもたちが多いということですね。やり直したいと。その後ろには、行きたかったけど行けなかった、いじめられた、いろいろなことが背景にあると思います。

実際に就学希望者をどう受け入れているかという背景なんですが、残念なことに他の受け入れ先がない、自立援助ホームしかないという現実が見えてきました。施設での生活が不適応、それから児童養護施設等に入所できなかったということは、それだけ大きな課題を抱える子どもたちが自立援助ホームにたどり着いているという実態があります。

もう 1 つの視点で、障害・医療的ケアの必要な子どもたち、精神科受診の子どもたちが 67 パーセントです。児童心理治療施設からの入居、それから医療的ケアを受けていたけれども、そのあと病院からも、あなたにする医療的ケアはないよと言われて行き場を失った子たち。それが 18 歳を超えているということなんですよね。就学、18 歳までであればほかの手段もあるのでしょうが、自立援助ホームにたどり着く子どもたちは 18 歳を超えている子どもたちが大半です。

さあ入居しました。では入居者への個別支援の状況なんですが、日中活動がままならない子どもたち、就労、就学を希望して実際に行けるようになった。ところが、行けないんです。なぜ行けないか？たどり着くまでのいろいろな社会経験不足というところで、不安の塊ということですね。何をどうしていいか分からない、そういう子どもたちが実際に来ています。以前多かった触法行為は激減しています。ほとんど自立援助ホームにはたどり着かないんじゃないかなと思います。時たま受け入れるときはあります。元気ですごくいろいろな問題行動を起こすのですが、正直、立ち直りも早いです。ところがそうでない精神的な抱え込みをしている子どもたちは立ち直りにすごく時間がかかるというところがあります。

自立援助ホームへの支援のニーズということで、本来子どもたちはいろいろな経験をしていきながら社会に旅立つことになるのですが、本当に経験不足ということです。経験不足であるがゆえに不安。不安があるがゆえに頼る。頼って、やってもらう。やってもらって当たり前の世界に入っていってしまうということですね。ということで、各ホームはいろいろなかたちで自立に向けての支援をしています。その 1 つが就学という手段になりますが、この就学率が高くなってきているのですが、本当に能力的にそういう能力があって学校に行っているかというと、そうではなくて、残念なことにもうちょっと時間がほしいと。私たち支援者側にとってもそうなんですが、子どもたちにとっても、もうちょっと時間がほしいということになっています。その時間を確保するための就学になりかねないのかなと思っております。

教科学習にはついていけますが、教科外学習にはついていけない。学校行事は無理という子どもたちも増えています。それから、続けられないという子どもたちの姿から、なぜだろうといったとき、虐待防止法が成立してから約 20 年、その当時児童相談所等で措置された子どもたちがちょうど思春期を迎えている。思春期を迎え、逆境的小児期体験という状況下で、成人になりきれない子どもたちが増えています。じゃあそのためにどうすればいいかというとき、いろいろなところでつながるということになるんですが、残念なことに、私の肌感覚なんですが、いろいろなところから入所依頼が来ますが、つなぐということで私たちのところに来ているケースがあるのがすごく悲しいというか、「つながる」ではなくて「つなぐ」なんですね。われわれはずっとつながっていたいんです。子どもたちともそうですし、関係者ともつながりたい。ところが「つなぐ」で終わってしまっている現実があるのはすごく残念です。

最後に、子どもたちと向き合っていく中で私たちの武器は何でしょう。教育だろうが医療だろうが福祉だろうが、時間だと思います。子どもたちとしっかりと時間を作る。そしてその時間の中で何を見つけていくかというと、いわゆるアドボケートがいろいろ言われていて、語る時間が大切なんですが、語ってくれません。自分の過

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

去なんて語ろうとしません。じゃあどうする？われわれは察するしかないんですよね。察して、子どもたちと向き合う。そういうことを念頭に自立援助ホームとしてはがんばっていきたいと思っています。ありがとうございました。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

FLECフォーラム　クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働」

資料提供　幸田雅一（自立援助ホームウイング・オブ・ハート）

・ 自立援助ホームの位置づけ

児童福祉法第6条の2　児童自立生活援助事業

義務教育を修了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であって児童養護施設等の措置を解除された者その他政令で定めた者について、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い・・・・

児童福祉法第33条の6　都道府県の責務

都道府県は、児童自立生活援助事業を行う者に委託して義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。

就学支援は児童自立生活援助事業上に明記されていない

しかし

自立援助ホームの支援の実態・・・就学支援

2023年1月1日付の入居者数の性別と年齢

年齢＼性別	男 人数	男 %	女 人数	女 %	合計 人数	合計 %
15歳未満	2人	0.2%	1人	0.1%	3人	0.3%
15歳	25人	2.4%	22人	2.1%	47人	4.5%
16歳	84人	8.1%	97人	9.3%	181人	17.4%
17歳	135人	13.0%	137人	13.2%	272人	26.1%
18歳	100人	9.6%	137人	13.2%	237人	22.8%
19歳	90人	8.6%	97人	9.3%	187人	18.0%
20歳	35人	3.4%	39人	3.7%	74人	7.1%
21歳	10人	1.0%	22人	2.1%	32人	3.1%
22歳	2人	0.2%	5人	0.5%	7人	0.7%
23歳以上	0人	0.0%	1人	0.1%	1人	0.1%
合計	483人	46.4%	558人	53.6%	1041人	100.0%

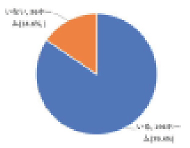

学校種別	人数	%		
小学生	0人	0.0%		
中学生	12人	1.2%		
特別支援学校中学部	1人	0.1%	高校生	
高校（全日制）	194人	18.6%	488人	46.9%
高校（定時制）	80人	7.7%		
高校（通信）	177人	17.0%		
高校（単位制）	37人	3.6%		
特別支援学校高等部	11人	1.1%	高等教育	
短大・専門学校	40人	3.8%	74人	7.1%
4年制大学	34人	3.3%		
その他	9人	0.9%		
合計	595人	57.2%		

〇高等学校以上に就学している入居者の割合は約6割

そのうち、最近の傾向として全日制高校への進学者が急増している。自立援助ホームの支援が就労支援中心から就学支援への移行してきている

就学希望者を受け入れる背景

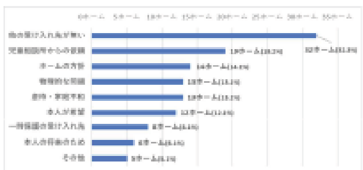

・『他の受け入れ先がなかった』　(例)「他施設での生活不適応」、「児童養護施設に入所できなかったため」など
・『児童相談所からの依頼』　(例)「児童相談所からの依頼」「児相の判断により措置変更された」
・『ホームの方針』　(例)「就学には賛成する」、「ホームの方針として学生も受け入れているから」
・『物理的な距離のため』　(例)「学校から一番近い援助ホームであった。」「通っている高校から近い自立援助ホームに依頼」
・『虐待・家庭不和のため』　(例)「親子不和」、「虐待などによる家庭環境の悪化」
・『本人の希望のため』　(例)「自分の夢希望を叶え自分らしい社会的自立を目指すため、自立進学や就職のため高校は卒業したい」
・『本人が希望したため』　(例)「本児の希望に沿いたいと思い受け入れました。」「本人が強くホームへの入所を希望したため。」
・『一時保護所の受け入れ先として』　(例)「措置ー時からの流れで」、「一時保護所経由の措置変更」
※『その他』
・施設に来る前に通っていた為、継続　・保護者からの経済的支援が可能であったため
・保護観察中なため
・全日制高校に在籍はしているが、全く登校できておらず留年が確定。
・在籍中ではあるが、退学予定で定時制または通信制高校に再入学希望であったため。

もう一つの視点・・・障害・医療的ケア

	人数	%	受入ホーム数	%
被虐待加算	216人	20.7%	98ホーム	39.7%
知的障害・発達障がいの診断	327人	31.4%	156ホーム	63.2%
精神障害の診断	194人	18.6%	129ホーム	52.2%
障害者手帳の取得	208人	20.0%	127ホーム	51.4%
精神科受診	316人	30.4%	166ホーム	67.2%
LGBTQ	28人	2.7%	26ホーム	10.5%

障害者手帳種別の内訳

療育手帳	人数	120人	11.5%
	ホーム数	82ホーム	33.2%
精神障害者保健福祉手帳	人数	106人	10.2%
	ホーム数	81ホーム	32.8%
身体障害者手帳	人数	4人	0.4%
	ホーム数	4ホーム	1.6%

入居者への個別支援の状況

個別支援の内容	人数	%	ホーム数	%
日中活動がままならない（就労・就学が不安定など）	286人	27.5%	136ホーム	55.1%
精神不安定・精神疾患への対応	257人	24.7%	143ホーム	57.9%
障害特性への対応	242人	23.2%	119ホーム	48.2%
社会性に対する対応（コミュニケーション困難、協調性がない、ひきこもりなど）	267人	25.6%	145ホーム	58.7%
日常生活への対応（基本的な金銭管理、衛生管理など）	280人	26.9%	138ホーム	55.9%
触法行為	82人	7.9%	60ホーム	24.3%
保護者や家族への対応	199人	19.1%	111ホーム	44.9%
その他	7人	0.7%	7ホーム	2.8%

・就労に対するレディネス不足　働くという意識の脆弱性
・能力的な課題による就労の難しさ　　等々
プラス
・虐待体験等の心理面への支援
・医療的ケアの優先

自立援助ホームへの支援ニーズ

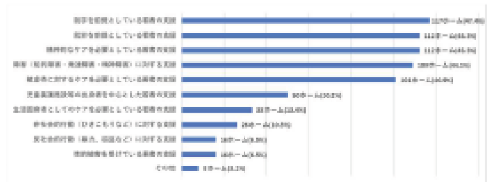

入居者の進学・就学における効果と課題

・家庭の都合で退学を余儀なくされた者にとって、再チャレンジの機会があることはとても大切であり、本人たちの自己実現への意欲の種となっている。
・障害特性を有している場合や精神的抱え込みをしている者にとっての就労自立はとてもハードルが高い、就学継続により社会参加を緩やかに進めていくことが可能。
・就労生活より就学した方が様々な支援が受けられ、経済的にも安定できる。
・学校という「見守り」の環境下にあることは、強いられる自立とは違い本音を「声」にしやすく精神的安定にもつながる。

その一方

・教科学習には参加できるものの教科外学習(行事等)への参加を負担に思う場合も少なくなく、拒否的な態度を示すことで交友関係等が築していかない。
・SNS等の影響を受けやすい、または本人が積極的にかかわろうとすることからのトラブルも発生しやすく、二次的精神面の抱え込みが起こりやすい。
・短大等の高等教育となると地域により学校の数や選択科が少なく、本人に合う進学先を選択することが難しい。
・精神疾患を抱えている場合、学校生活上での負担を抱えることが多く退学することだけで抱えていた課題が消滅するわけもなく、課題は継続しがちである。
・ 学習意欲と単位履修はとても困難な場合が多く、中退者も少なくはない。

このような状況に陥りやすい 社会的養護環境にある者たちの姿から

・虐待防止法が社会で認知され始めて20年そこそこ、当初に児童相談所等にて保護され社会的養護の援助を受けることになった子どもたちが今、思春期成人初期の段階にある。当時はまだ心理ケア個別対応等は充実していなかった。逆境的小児期体験による精神的影響を抱えたままの状態にある。
・就学にせよ就労にせよ、その影響下にあることを理解し支援していくことが必要。

そのためには

・ 家庭、地域、学校、施設そして医療等が「つながる」関係が必要。
・2012年　厚労省は児童発達支援法に基づいて児童発達支援センターを中核とした家庭、地域、学校を結びつける取り組みを開始した。では、社会的養護領域においてはどうでしょうか。施設任せで
・何か「困った事例」発生時につながるだけで、日常的な支援ができているであろうか。
・リスクのある家庭、リスクを抱えている学生に対する「日常的な」支援を学校教育と福祉が協働できるシステムづくりとはどのようなものが求められてるのか、当事者を交えた取り組みが必要ではないだろうか。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

シンポジスト

野田　正人

（立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授）

皆さんこんにちは。この中ではかなりたくさんの方が、昔から私はどちらかといえば社会的養護に 50 年ほど関わっていたので、そして現在もそうなんですが、今回のご案内のように、教育系と言われてちょっと驚かれる方もいらっしゃるかもしれません。お示ししていますのは、文部科学省の不登校の推移について、毎年 10 月頃に公表されていますデータにちょっと書き加えをしていますけれども、平成 7 年にスクールカウンセラーという事業が始まっていて、私はこれの第 1 号のスクールカウンセラーということで現在まで SC とそのスーパーバイザーをしてきております。合わせて、国事業としては平成 20 年からなんですが、その 3 年ないし 4 年前から、例えば熊本県であるとか、香川県であるとか、あるいは大阪や滋賀といったところで、県単費というか、国のある事業を使ってなんですが、スクールソーシャルワーカーというのが草の根的に動き出し、それが国事業として今日に至っています。この SSW 事業、こういったことにも第 1 号として関わっていまして、もともと昭和の時代は、私は家庭裁判所の調査官ということで、昭和 50 年代、学校現場が荒れていた時期に、学校の外野というかたちで当時の学校状況や子どもたちの様子などを見てきまいた。現場でこの会の共同代表の相澤先生などが、施設の中でしっかりと子どもたちを受け止めてくださっているところへお願いに行くような側ということで、入所をお願いしていたと思うんですけれども、そういう立場の人間です。

ですので、社会的養護、それから学校についてということで今回お題をいただいたときに、今日の学校が抱えるその課題の多様性という側面と、それから社会的養護、といってもこれまたすそ野が広い。これの掛け合わせでものをしゃべれと言われたとき、実感として、どれほど広い話なのかと、ちょっと躊躇したんですけれども、むしろ問題提起的な、そしてそれを共有し合う場にしたいと慰めていただいて、今日登壇しているわけです。

そうはいっても全国の学校ならびに教育委員会は今日の課題として悩ましいことのトップに上がるだろうことがこの不登校のことで、見ていただいたら分かりますように、報告 1 と書いています。平成の初めに文部科学省は初めて不登校という言葉を、括弧書きなんですけれども、使われます。ただし、その際出た通知は相変わらず登校拒否という表現ではあったんですが、それが平成 15 年くらいになってくると不登校という言葉が普通に使われます。推移を見ていただいたら分かりますように、これは私の認識なんですが、SC が入った平成の 1 桁頃というのは、はやりどちらかといえば不登校の課題は心の問題とかなり濃厚に集約されていました。しかし平成 13 年にいったんピークがあるんですが、そのあと横ばいになった時点ではかなり背景に貧困であるとか、虐待であるとか、あるいは今日的なヤングケアラーであるとか、あるいは発達の課題であるとかっていう、心以外のことがクローズアップされたように思います。

それに対してなんとかしようということで、SSW というのが制度化されるということも含まれたんですが、平成 24、25 年から急激に右肩上がりで不登校が増加し、

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

このグラフでお示ししています 1 つの理由は、こんなふうに動いていますだけではなくて、一番下のラインが小学校ということなんですが、平成の 24、25 年ぐらいから小学校の不登校が急増しているので、現在の不登校の増加を下支えしている。しかし逆の言い方をすれば 1 人の子どもの成育歴を検討したときに、小学校時代から既に学校に行けない、あるいは馴染めないというかたちで、こういったサインを出している子どもたちが今後どんなふうに自立していくのか。この問題は大きいと思っていますし、丁寧に一つ一つのケースに関わる機会の多い立場からいうと、実は児童自立支援施設、あるいは児童心理治療施設、あるいは児童養護施設といった入所型の施設に、背景に小学校時代からの不登校を抱えている子どもたちが相当程度いるように思います。児童養護施設なんかだと基本地域の学校に行く関係で、うちの学校の不登校の半分は実はあの施設の子なんですと言われる経験をあちこちでることがあります。

非行のスライドで、私の専門の 1 つにも関わりますが、これは犯罪白書に毎年出ている少年非行の数ということです。見られた方あると思いますが、いずれにしても大人以上に子どもの非行の人口当たりの割合が減っています。これは前振りの話でして、一方文科省のデータを見ますと、これは校内暴力の数です。校内暴力は生徒間、対教師、あるいは対人、それから器物損壊という 4 類型があるのですけれども、全体として右肩上がりで、これを支えているのは何かというと、実は左側では小学校の校内暴力、平成 16、17 年ぐらいで大体 2,000 件だったんですが、今は 5 万件とか 6 万件というオーダーまで急激に増加しています。つまり小学校の校内暴力がすごく増えていまして、これは先程の不登校とも合わさって、学級担任制が主であると考えられる小学校で先生方の負担がものすごく増えているということになります。下の図で言いますと、児童生徒 1,000 人当たりの割合で言うと、令和 3 年以降では、小学校と中学校と比較しても小学校のほうが多いという状況があります。

いじめのスライドでは、これは文脈は違うんですが、アンケート結果も含むいじめの件数ということで、これも見ていただいたら分かりますように、高校は少なくて、中学校があって、小学校はダントツ上のほうにあります。これはアンケートによって子どもたちが、自分いじめられたというか、あるいはつらい思いをしたということを、割合忖度なく書くので、いじめの認知件数の一番多い学年というのは大体小学校 2 年生ないしは小学校 1 年生に各自治体でも分布します。単純にだからということではないんですが、先程言いましたように小学校の先生が置かれる立場としては、上がってくれば当然いじめとして対応するということが大原則です。しかしないものをわざわざいじめとしてカウントすることはまずないので、とすると、やはり小学校からサインを出している子どもたち、学校に行かない、あるいは暴れる君、あるいはいじめに関わるというようなことが起こっています。

こういうことをどんなふうに考えていくかということで、私自身として焦点が絞り切れていないので 6 つほど項目を挙げていますが、1 つは小学校から既に暴力事象を含む様々な課題が増加していて、その子どもたちの多くはやはり後年というか、中学校、高校、あるいは社会的自立後、あるいは引きこもりも含めて後を引いている可能性があること。そして小学校からサインが出ているということは、もちろん本人の発達ということもあるんですが、背景としての家庭課題、あるいは家庭に課題というよりは、この子を抱えて家庭がかなり苦労すると。その時点での支援ということになると、これは学校問題というだけではなくて、大きな福祉課題がある。ここでどんな連携ができているかという問題があると思っています。

それから、私もこの 35 年、40 年ぐらいいろいろ関わっている児童自立支援施設、昔の教護院ですが、先程串間先生の実感ある話もまさにそうだなと思ってお聞きしていました。ここがもともと、例えば福岡の児童自立支援施設、昔の福岡学園という教護院は日本で一番最初に、昭和 20 年代に施設内に学校が導入されていたと思うんですが、その後平成になってから、1998 年の児童福祉法改正等で、学校教育を実施すると規定されました。このことは、地域の学校への通えないので、要するに施設内に一条校を設置しなさいというかたちです。これは、児童自立支援施設は原則的に開放処遇施設なんですけれども、一定の敷地内に福祉施設と学校が入るという中で、この連携はどういうことが可能になるだろうかという課

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

題がありました。この併設される学校に配置されている学校の先生というのは、その都道府県の一般の先生が転任されてきますので、実際にはそこ宛の辞令をもらうまで、そんな施設とそんな学校があることは全く知りませんでしたという先生が全国的にも非常に多いといわれます。そういう中で、先生方も 1 つの県に 1 施設ということで非常に困惑されていて、法制定当初は 1 年に 1 回任意なんですが、毎年夏にある学校に集まって研究会をするというものが開かれていました。今から 10 年ほど前に山口県を最後に、その研究会が継続できなくなりました。なぜかというと、そこに集っている併設学校の先生方が、来年ここに籍がある可能性がまずないので、要するに転勤してしまうから引き継げないということからこの研究会が中断になりました。このように、必要性の高い研究会ですら引き継ぐことができない人事状況には不安を感じました。

そこで同じ思いの、7，8 人の大学の教員が呼びかけ人となる運営委員会形式でそのあと 8 年続けてきたんですが、この間コロナで止まっているという、そういう研究会があるんです。何が言いたいかというと、そこで赴任されてきた施設内の学校の先生が、少なくとも来年にそういったことを引き継げないという、大変残念なんですけれども、ある意味でしっかりしたリレーになっていないと。先程もお話があった「つながる」じゃなくて、「つなぐ」もどうもできていないという中で行き詰っているということがあります。これは単に外部からの制度がどうかというだけではなくて、中で福祉と教育の連携というものの本質的な意味での難しさがあります。ただこの学校が入ったことによって、これも自治体によって違うんですが、大雑把に高校進学率が 6 割を切っていたと思うんですが、これが全国的にも大体 9 割ぐらいまで今日到達しているのではないか。つまり児童自立支援施設の子どもたちの高校進学率はかなり回復したんですが、ただ私のところでいくつかのところでダイレクトに調べてみても、高校には進学しているのですが、高校卒業率が著しく低かったです。8 割を超えているというところが武勇伝のように聞こえてくるぐらいで、一時期調べたときは、高校進学した半分も卒業に至っていませんでした。東京でも数年前、高校進学の 4 割は 1 年間の間に中退しているというデータが出ていたと思いますが、全国的にはもっと悲惨な状況だと思います。それだけではなく、再非行につながってしまうとか、もっと残念なのは、その施設を出て高校で一見頑張っていたんですけれども夏頃に自分で命を絶ったという事例も複数報告を受けております。そういう意味では福祉的な自立支援と、そこに学校教育が噛んだときに、いい意味でどんなふうに力を発揮するのかが課題となります。あるいはその自立支援の内容に、先程もありましたように学校教育というものを視野に入れたとき、自立をどういうふうに支えていくのか。あるいは、時にそのことが逆に限界になるということも起こり得るということです。進学はできたけど自立は果たせなかったということがないよう、願いたいと思います。

不登校については先程申しましたように、もともと児童養護施設、学齢の子どもたちは日中学校に行っているので、施設もそういった職員シフトを組むと思います。あるいは事務仕事や様々な会議を日中の学齢時の登校中の時間帯に行うと予定していたのに、不登校、つまり学校に行かない子どもたちが施設にたくさん残っているので、その対応がたいへんで職員のローテーションが回らないというような相談を受けることもしばしばあります。そんな中で学校側として、私も SC や SSW あるいは教育委員会や学校のスーパーバイザーというかコンサルテーションをさせていただく中で、本来的には施設が 24 時間子どもたちを見て、いるわけで、そこで学校と連携をすれば、要はその子の 24 時間 365 日の生活実態を把握できますから、どういうような支援を組むか、あるいはどんなふうにアセスメントするかということが的確にできるはずなんですが、ここがなかなか上手くいっていなくて、その入り口としてまずアセスメント情報が得られないというジレンマを抱えることが多いです。これは既に先程から出ていますけれども、トラウマ系の子どもたちは場面ごとに行動パターンを変えます。一見施設の中で適応している子どもなんですが、学校に行くと、その施設の子どもたちが徒党を組んで大きな問題を起こす。もちろんその真逆というパターンもあり得ます。特に試し行動的なことについて、学校の先生方は十分理解しているとは言えません。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

それから、これは自治体の方針にもよるのかもしれませんが、私がスーパービジョンしている地域でもいくつかのところで、子ども発達状況や主訴が何で施設入所しているか等は個人情報なので、学校には伝えることができないというふうに言われて、施設と連携しようと思っても福祉のほうからストップがかかるという経験をしています。先程も言いましたように、24 時間しっかりコラボすることで力が発揮できる、その強みが生かしきれていないという辺りが残念な状況で、むしろその真逆で、こう言ったら失礼かもしれませんけども、学校から見ると施設というのは迷惑施設なんだと言い切られる教育現場の方にもしばしば出会います。それはその学校が不登校であるとかいじめであるとか校内暴力であるとかっていうことをカウントする、その案件の半分がその施設というようなことを背景に、そのような話になっているわけです。

そんな中で福祉、あるいは児童相談所や施設は、本当に職員確保で苦労します。一方で今学校教員も教員不足ということで、春の時点で小学校教員 80 人足りないのでなんとかなりませんか、在学中でも結構です、ということを頼まれるという経験もしばしばあります。それから、これはコロナの下で、もともと親権と監護権のことであった話ですけれども、ワクチンの接種について、学校としてはなんとかワクチン接種をしてほしいと考えるのですが施設からは断られる。施設としてもしてほしいんだと思いますけれども、親権者の同意が取れないので無理と。これは親権の停止であるとか、法的解決手段があることはもちろん熟知はしているんですが、現場として非常に困っていたり、あるいは携帯電話の契約であるとか、あるいは進路指導について、親権者でないと困るということに関して、学校はそういう認識がないので、施設の側がなぜ同意してくれないんだという制度的な十分な理解がないままにトラブルになっているなど、様々な事例を経験しております。

生徒指導提要については先程からたびたび出ております。平成 22 年に生徒指導提要第 1 号が出て、2 年前に改定が出ているんですけれども、この 22 年のときも私は関与していたんですが、このときはアセスメントという言葉を本文の中に書くことができませんでした。まだ子どもを理解するということについて、児童生徒理解を重視するという視点は認められていたんですが、カタカナ文字として新しい言葉は難しいということで、コラムに入れていたんです。今回の生徒指導提要ではアセスメントと、それに基づくプランニング。具体的には BPS モデル、生物・心理・社会モデルなんていうことも本文に書き込めて、この辺りで教育と福祉がアセスメントにおいて協働する。これは要対協の関わりなんかもさせていただいていると、アセスメントなしにやり方だけの協議をすると、どうしても福祉と教育は必ずバトルになります。一時保護の必要性がある、なし、なぜ保護しないなどといったやりとりのエスカレートは、全国各地にある話ですね。このアセスメントで共有できるということが今は非常に重要で、かつ生徒指導提要の重要なコンセプトの 1 つにもなっていますので、ここの部分での協働ということに私は期待を抱いているところです。

今回の生徒指導提要、先程ご紹介ありましたように、第 7 章に児童虐待が特集されているんですが、第 6 章で、少年非行の部分に関して児童福祉についてが丁寧に示されています。また合わせて 13 章では家庭背景ということがかなり書き込まれていまして、着目しておいていただきたいのは、ここに社会的養護の対象である児童生徒という項が入れられています。これも先程串間先生がおっしゃっていた、里親さん、あるいは施設に入っている子どもたちが学級の中に高頻度でいるんだということを先生方が理解し、そして適切な支援につなげる。こういうことも提要の中にあるということをお知りいただいて、また現場で必要な場合にはむしろ逆に指摘していただけるといいのかなと思います。私のほうからは以上とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

クロージングシンポジウム「教育施策と社会的養護の連携と協働」

教育における社会的養護へのまなざし

立命館大学大学院特任教授　野田正人

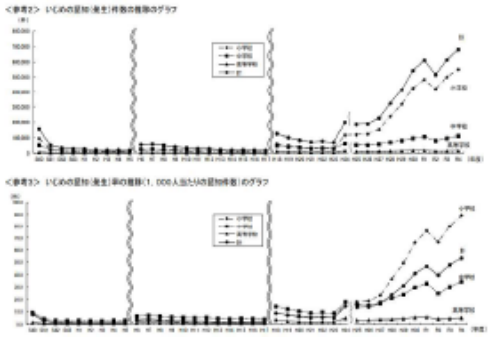

不登校の推移と不登校施策 R4

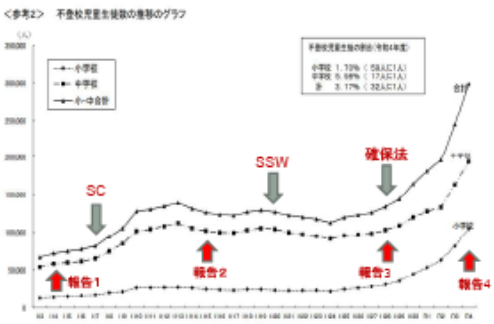

課題提起

1 小学校の暴力事象などの課題増加：後年にあとを引く
　⇋ 背景としての家庭課題 ⇋ 福祉課題　この連携は？
2 児童自立支援施設の学校教育の導入（1998年児福法改正）
　進学率の向上と、早期中退の高止まり。卒業できない現状
　福祉的自立支援から学校教育へのシフトと限界。
3 不登校の急増　施設入所児童にも多く見られる。
4 課題共有難しく、アセスメント情報が得られないジレンマ
　トラウマ系の児童の、場面ごとの行動の変化や試し行動などの無理解
　施設あるいは児童相談所からの情報提供の制限。
　本来は、24時間児童を観察し支援できる強みがあるはず。
　施設は迷惑施設と感じる教員も多数。
5 担当者任せで、支援者の経験不足が学校、施設共に目立つ
6 保護者と親権者の関係整理　学校教育法では保護者は親権者
　コロナ禍でのワクチン接種　進路指導、携帯電話契約などの課題

令和4年 少年非行動向　前年29,802

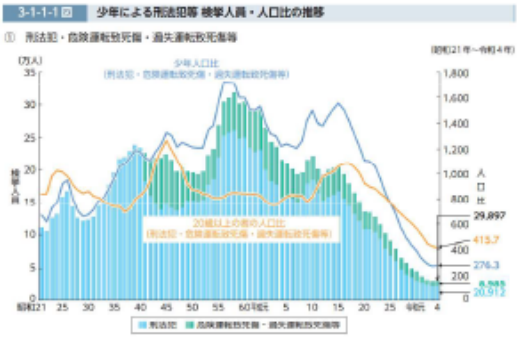

「生徒指導提要」のとらえ

- 「生徒指導提要」とは、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成したものです。（はじめに　の冒頭）
- 2010年に編成され、2022年12月に改訂。

- アセスメント（BPSモデルを紹介）の重
- 福祉との連携の強調や要対協の説明
- 代表者面接（事実確認面接）などの留意事項

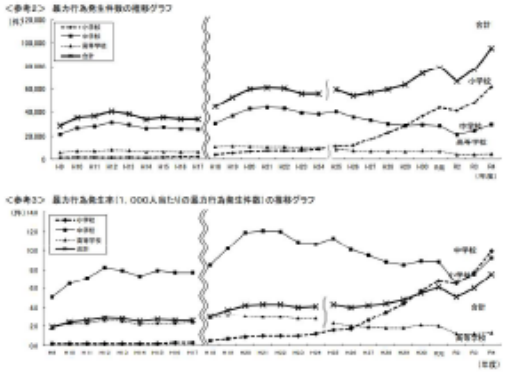

「生徒指導提要」の注目点

- 第6章　少年非行（児童福祉分野）
- 第7章　児童虐待

- 第13章4節　家庭背景のうち
  - 特に行政が積極的に支援を行うもの（要保護・要支援等）
  - 経済的困難を抱える場合（子どもの貧困）
  - 児童生徒の家庭での過重な負担についての支援（ヤングC）
  - 社会的養護の対象である児童生徒
    - 対象の説明と、配慮の要請が中心
    - 学校は、施設や里親と連携して、アセスメントを共有するなど支援の方針を一致させることが大切です。また、措置を行った児童相談所との連携も重要になります。
  - 外国人児童生徒等

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

シンポジスト

濱渦　孝治

（東京都立しいの木特別支援学校 校長）

東京都立しいの木特別支援学校の校長の濱渦でございます。私からは、特別支援学校の視点より、本校で取り組んでおります人権尊重教育と関連させてお話をさせていただきたいと思います。それでは私でございますが、平成 9 年に教員として入都いたしまして、２校での指導を経験してまいりました。その後、平成 25 年から東京都教育委員会の指導主事として教育行政に携わってきたというところでございます。今年度校長として本校に着任しまして、学校経営にあたっているところです。

まず本校の歴史を簡単に振り返りますと、東京都の千葉福祉園というところがございまして、千葉福祉園では知的障害のある児童・生徒の養育ということで、昭和 18 年に開設されております。千葉福祉園に通う児童、生徒のために昭和 40 年に開校したのが本校でございます。隣接した土地ですので、福祉園の横に本校が立っております。以降、昭和 59 年には、昭和 52 年にできた知的障害施設、袖ケ浦のびろ学園に入所する児童・生徒に対する訪問教育を開始しております。この袖ケ浦のびろ学園では、入所の対象が東京都と千葉県内ということで、東京都在住のお子さんが本校へ通ってくるという形をとっております。平成 29 年度からは本校への登校という形で学習をしています。千葉福祉園に入所するお子さんについては、現状申しますと、比較的軽度の知的障害のお子さんが多く在籍をしております。一方袖ケ浦のびろ学園では、自閉症の強い特性を持っているお子さんたち、知的障害の状態も比較的中重度のお子さんたちということで、本校の中でも実態としては大きく二分化しているというところがございます。

それで、令和 6 年度末をもってこの東京都千葉福祉園のほうが、児童寮のほうを完全閉寮というところで、本校は設置の役割を終えるということで閉校することになります。ただし、のびろ学園に通うお子さんがいらっしゃいますので、引き続いて中野特別支援学校を本校として、分教室として教育を続けていくということになっております。今お話したように、施設提携校という形で本校がございますので、障害特性や、入所に至る経緯といったところから、自尊感情を高めていく必要がある児童・生徒、また自己や他者の人権について、自身の体験をもって学習が必要な児童・生徒が多く在籍しております。これまでの本校の 55 年に渡る教育を継続させ、本校の実践を、人権という視点からまとめていくということで、昨年度から人権尊重教育推進校として取り組んできたところでございます。

人権教育を進めるにあたっては、児童・生徒が自分自身の課題として自身の人権について考えることを通して人権感覚を磨いていくということが必要になってまいります。そのためには、児童・生徒だけでなく、指導を行う教員自身についても人権教育の根幹となる基本的な人権感覚を高めていくよう取り組んでまいりました。本校の人権尊重教育の基本的な３つの柱ということで、本校では全員で取り組む、基本となる児童・生徒の人権尊重教育。分科会Ａとして人権尊重教育の推進、分科会Ｂとして施設と連携した人権尊重という形で進めてまいりました。

基本となる児童・生徒の人権尊重についてでありますが、前提として本校の児童・生徒には知的障害がありま

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

す。合わせて自閉症スペクトラム障害であったり ADHD などの発達に関する障害等によって、その言動であったり個性的な表現方法などで周囲からの理解を得ることが難しかったり、また保護者にとっても育てにくさを感じるということがあります。またこれまでの成育歴の中では、繰り返し叱責を受けたり、行動を強く制限をされるということによって情緒が不安定な状況になったり、またそれらのことによって暴言、暴力につながる行動や、強度行動障害と言われる状態になることがあります。本校に通っている児童・生徒も学校に登校することが困難であるというような状況、いわば不登校になっている状況のお子さんも多くいらっしゃいます。

本校では基本的な授業への取り組み姿勢ということで、本校の中でしいの木スタンダードということで、基本的な対応、また人権意識ということでお示しをしております。これらの子どもの見方というところでありますが、まず１つ目に、児童・生徒の問題となる行動、先程言った情緒不安定だったり暴言、暴力といったことに対して、それが適切な対応が行われないとその行動がより顕著になっていったり、頻回になったりするということで、より深刻な状況になっていくことがあるということを十分理解すること。2 つ目が、その問題となる行動について、「困った行動をする児童・生徒」ということではなく、やむを得ずそうした行動をとらざるを得ない児童・生徒であると捉えて指導することです。周囲からこれらの、いわゆる困った行動というのが、児童、生徒の意思の表出の 1 つということであり、それについて関わり方であったり、環境について見直していくということが大切になります。3 点目は、周囲からは不適切と言われるような行動を「やめさせる」ことばかりに焦点化した指導ではなく、より社会的に適合し、許容される行動につなげていくということを大切に指導しております。これらのことを教員間で共有し、指導にあたるようにしております。

次に分科会Ａの内容ですが、こちらについては日々の授業を通して自己の人権、他者の人権の意識を高めるよう取り組んでまいりました。普遍的な視点からの取り組みとして、教科等における人権教育に関わる内容を指導案に明記すること。また評価記録表ということで、児童・生徒の活動状況について評価の記録表を作成して教員間で共有するようにしました。これらのことによって、一人一人の児童・生徒の状況を教員間で共有すること、また成長する様子を教員間で共有することができました。また基本的な前提ですが、「気持ちの安定を支援するということが学習活動の前提になる」ということを確認しております。言ってみればこれらは特別支援教育の教員の専門性であるとも認識しているところです。

次の分科会Ｂについては、学校と施設の連携について、ケース支援課会議を充実させていくという取り組みで行ってまいりました。先程来からお話が出ておりますが、児童・生徒の成長であったり、卒業後の社会への移行といったところでは、学校と施設の連携を欠かすことができません。しかし「教育と福祉」と考えたとき、重点を置く視点が異なるということが、本校 1 年目の研究でまとめて成果として示しております。

学校と施設との情報共有についての流れを簡単にまとめております。本校に在籍する児童・生徒は、本校に転学する前は、それぞれの居住地区において、家庭から地域の小中学校または特別支援学校に通学をしてきているお子さんたちです。その間、虐待であったり、家庭内暴力、また養育困難により施設に入所し、本校に転学をしてまいります。生活している場所がどこであっても、児童・生徒は基本的人権の主体として最大限尊重される存在であります。当然その際には 24 時間途切れることのない支援が必要でありますので、児童・生徒の成長や卒業後の社会への移行について、学校と施設の連携が欠かすことができません。そのため本校では両施設、先程申しました千葉福祉園とのびろ学園ございますので、両施設と目的別に連絡会を開催しております。まず日々の健康状態の生活の状況等については、登下校時の口頭による引き継ぎも含めて、連絡帳などで行っております。また毎月開催する園ごとの連絡会では主に行事であったり学習内容についての情報共有を行っております。ケース会議については 6 月、10 月、2 月というところで、施設職員と教員が児童・生徒一人一人の学習状況であったり、生活面の課題について共有する会を開いております。

このケース支援会議の例でありますが、例えばＡさんという方がいらっしゃって、不安感がとても強く、不穏

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

な状態になると自傷であったり他者への暴言、また物品の破損などを繰り返して、静止が利かないという状況がございました。このお子さん、4 月は 4 日ほど登校ができましたが、5 月以降は登校日数が極端に減って、日中を施設内で過ごすことが多くなってきておりました。ケース会議では授業不参加の原因について、腹痛であったり頭痛などの体調不良だったり、気持ちの不安定さからくるものなのかということを記録し、その記録を共有するようにしました。また対人関係のトラブルなどについても詳細に記録をとり、共有をしました。その中で見えてきたこととして、学校での過ごし方と施設での過ごし方には当然違いがあります。その際、大人からの働きかけも異なっているということが出てきました。そうしたことを双方が理解し、本人への励まし方、また目標の設定というものを改めて共有させていただきました。

施設職員と教員が統一感のある対応をするということで、A さんの安心感が高まり、穏やかな振る舞いが施設でも学校でも増えてまいりました。また A さん本人が言葉で不安を訴え、SOS を出せるようになると、生活がだいぶ落ち着き、登校日数や登校時間が増えて、今ではほぼ毎日登校できるような形になってきております。こういったケース支援会議で利用する記録シート改善というものを図ってまいりました。この中では学校と施設の役割を意識した支援会議を行うようにできたこと、また会議記録を両者で共有すること。これらのことによって児童・生徒への関わり方について方向性の統一をすることができました。これらの成果としては、子供たち一人一人を大切にした適切な指導、支援を行うことにつながると考えております。本校の人権尊重教育推進校として活動は、本年までの 2 年間の指定でありますが、知的障害教育に携わり、また福祉との連携というところでは、本校の根幹となる指導の在り方を人権教育を通してさらに進めてまいりたいと思っております。私からは以上です。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

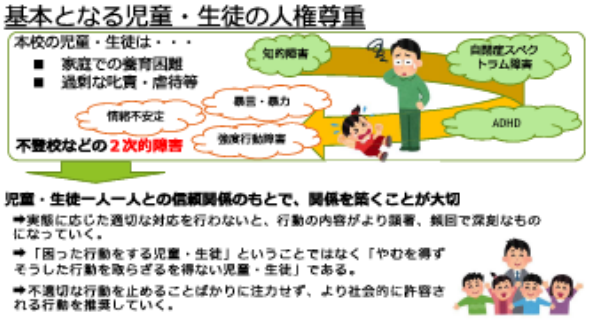

自己紹介

令和５年４月～　東京都立しいの木特別支援学校　校長
平成30年４月～　教育庁指導部特別支援教育指導課　統括指導主事
平成25年４月～　教育庁指導部特別支援教育指導課　指導主事
平成18年４月～　東京都立墨東特別支援学校
平成９年４月～　東京都立城北養護学校

人権教育の推進【分科会Ａ】の概要

日々の授業を通して「自己の人権」「他者の人権」の意識を高める

【普遍的な視点からの取組の実践例】

◆「人権の視点」から、児童・生徒の変化を共有する
※人権の視点⇒自分の気持ちを表出する力を身につける

①学習指導案や児童・生徒の記録の改善
評価の観点が明確化されたことで、褒めるタイミングや方法、不適時の対応が統一された。

②自己評価シートの実施や変化の記録
全ての教育活動において「自他を大切にする指導」を行ったことの効果が表れている。

■ 児童・生徒一人一人の学習状況や行動を共有することができた。
■ 児童・生徒が成長する様子を共有することができた。
■ 学習活動の前提として、気持ちの安定を支援することができた。
⇒教員の専門性が向上

施設と連携した人権尊重【分科会B】の概要

学校と施設の連携：充実したケース支援会議にするために

◆児童・生徒の成長や卒業後の社会への移行には、学校と施設の連携が欠かせない
【一方、重点をおく視点の違いがある（R4 本校の研究成果より）】
学校（教育）→学習意欲の向上、対人技能
施設（福祉）→生活する力の向上、日常生活管理

【ケース支援会議記録シートの活用】

■ 学校と施設の「役割」を意識した支援会議ができた。
■ 会議記録等を両者で共有できた。
■ 児童・生徒への関わり方について方向性を統一することができた。
⇒子供たち一人一人を大切にした適切な指導、支援を行うことにつながる。

■ 本校における情報共有のながれ

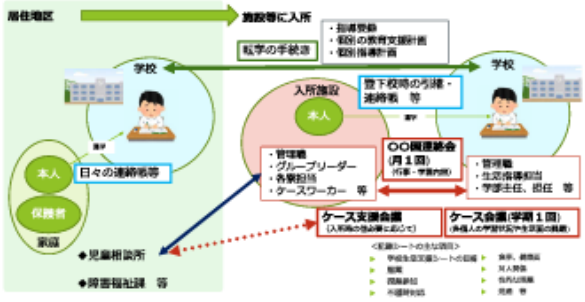

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

シンポジスト

藤本　恵美

（戸田市教育委員会・指導主事）

戸田市教育委員会でインクルーシブ教育の担当指導主事をしております藤本恵美と申します。本日はよろしくお願いいたします。こういった場で話すときは大体特別支援教育の話とか、不登校支援の話で呼ばれることが多いのですけれども、こういった社会的養護の関係だったりとか、福祉の関係で呼んでいただけたのは本当にありがたいなと思っております。社会的養護の連携が必要だというのは教育現場も思っていることですので、本日をよい機会にさせていただければなと思っております。

簡単に戸田市の概要だけ説明させていただきますと、戸田市、ご存じの方いらっしゃいますか？この写真の町です。ボートの町として知られています。東京都に隣接しております埼玉県の南部にございます。埼京線が通っていて、新宿や池袋に行きやすいこともあって、この少子化の時代の中、まだ本市では子どもが微増傾向にあるというところです。小学校 12 校、中学校 6 校あります。市教委の特色ある取り組みとしては、産官学と連携した教育施策の実施ということで、民間企業や大学と連携しながら、専門的で科学的な知見を導入しながら教育施策を進めています。

では、私からは教育の立場からお話させていただくということで、先程早期発見とか早期支援といった言葉が出てきたかなと思うのですけれども、主に支援と指導といった話をさせていただければなと思っています。例えば本市の中にも母子生活支援施設がございまして、施設から通っているお子様もいらっしゃいます。そういった子だけに限らないですけれども、子どもが学校の中で暴れてしまったり、ちょっと不安定になってしまったりしたときに、先生たちの中で、「この子困っちゃったな」みたいな話が出てくることがあるわけです。そういった「困った」という言葉だけで留まらずに、学校内でできる支援、指導につなげていくためにどういったことを今試行錯誤中かというところをご紹介させていただければなと思います。

こちらは戸田市教育振興計画として、市教委全体で出している市の教育の取り組みの全体像になります。多様性を尊重し、全ての子どもたちが力を発揮できるような、誰一人取り残さない学びの保障を方針 2 に掲げておりまして、福祉との連携についてはこちらに含まれていることになります。また、生徒指導提要の改定については先程から何度も出てきていますので、私からは細かくはお話しませんが、多様な背景を持つ児童生徒の中に社会的養護の対象が明記されています。その中に「アセスメントを共有するなど、学校が施設や里親と連携して、支援の方針を一致させることが大切です」と記載がされていますので、アセスメントの共有やデータの共有について話ができるといいのかなと思っています。

今、戸田の学校で進めていることとして大きく 2 つの実践のご紹介をさせていただければと思います。まずデータを活用したケース会議の実施として、多層支援の考え方を市内の学校に伝えています。今社会的養護の話をしていますけれども、先程まで不登校や非行など、様々な支援が必要な子どもたちの話が出てきたかと思います。それ以外にも日本語が分からない、外国にルーツのある子さん、貧困など、様々なお子さんが学校にはいるわけです。そうなったとき、先生たちが、支援する子が多

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

すぎてどこから手をつけていいか分からない、何をしていいか分からないという話になってしまうわけです。この考え方というのは、多層支援、RTI モデルという外国で開発された考え方になります。そもそも全体を支援の対象として、第 1 層支援として全体への支援をして、それでも難しい子にはより個別的な支援をどんどん追加していきましょうという考え方です。

ある学校で、行動面で気になる子どもがいたとき、支援策に困った先生が声をかけてくれたことがありました。そのときにその子への個別の支援を変えるのではなくて、教室全体の支援を工夫したところ、最終的に、先生が最初に困っていた子どもが落ち着いたということがありました。そのときに先生が、「あの子は第 3 層支援の個別の支援が必要な子だと思っていたけれども、1 層支援で十分できる子だったんだな」と言っていたことが印象的でした。

この多層支援の考え方とデータを用いたケース会議ということで、市内のある学校で RTI ミーティングという実践を進めています。全体に効果的な指導、支援をしながら、データを元に効果が見られるように支援方法を考えていく、変えていくというものになります。例えばまず単元テストを見て、この単元、全然上手くいっていないなと思ったら、そのときの授業のやり方を振り返ってみたり、逆に全体的に上手くいっていたらその方法を全体に共有する、ほかの学年の先生にも共有する、だったり、データを元に指導方法がどういうものがよかったのか、支援方法がどういうものがよかったのかというのを検討して、さらに次の指導まで生かしていくというものになります。

あわせて、教育総合データベースの構築についても少しご紹介させていただくと、われわれのほうで令和 4 年度にデジタル庁、令和 5 年度にこども家庭庁の委託を受けまして、教育総合データベースというものの構築を進めています。誰一人取り残されない、子ども一人一人に応じた支援の実現のために、子どもに関わるデータをまとめてデータベースを作成して、そのデータベースを元に支援策を考えていくというものになります。実際に先程申し上げたような、RTI ミーティングで使っているような情報、出欠席の情報だったり、長欠調査だったり、あとは埼玉県でやっている全国学力学習状況調査だったり、そういった調査の結果もそこに入れていこうとしているところでございます。

これは実際に戸田市のほうで作っているダッシュボードです。名前の部分は消してありますが、その子の学力状況だったりとか出欠状況をデータベースで見れるようにしているわけですね。今回の話に関連があるところでいうと、出欠状況だったりとか保健室の利用状況だったりとか、そういうところをアラートを出せるように、ソートをかけて見れるようにしているものになります。今実際に市内の学校でこれを使いながらやっていまして、もともと学校で支援していた子と、このデータベースで拾い上げた子が、イコールだったところももちろんたくさんあるわけですね。なのでデータベースを使う前で、この子ちょっと難しかったかも、みたいな子が実際にデータでも難しかった、みたいに。そこがイコールになっていることが分かったから、これにある程度利用できるんじゃないかなということで進めているところになります。あとはいじめに関する記録とかでもこのようにデータを蓄積していって、この蓄積したデータを元にケース会議ができるようにしているものになります。

こういったように、このデータベースの中には先程お伝えしたような学校でデータを取れる長欠調査だったりとか、学力状況調査とかを入れるのと、あと福祉部局で持っているデータだったりとか、あとは教育委員会の別の課が持っている、学校で受けている健康診断の結果だったりとか、そういったものを入れて一元化できるようにしているところになります。実際にそのデータベースを使って、管理職や教員に研修をして、それを元にケース会議をやっているというのが右上の写真になります。

というところで、今日こちらからお伝えをしたのは、データを活用したケース会議についてと、そのデータを構築しているデータベースの紹介をさせていただきました。最初にアセスメントの実施が、という話もあったかと思うんですけれども、アセスメントを実施して、アセスメントを最終的には関係課だったりとか、関係者と共有しながらケース会議が進められるように、と思っています。学校だけではなく、その子を取り巻くチームで支援ができるようになればいいなと思っています。また、

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

学校でケース会議だったり、あとは関係者を呼んで会議とかを行うと、そのときの現場の共有だったりとか、そのとき困っていることの共有まではできても、次の話につながらないことが多々あったりするわけです。そうではなくて、振り返りをして、現状の共有をして、改善サイクルを回していくという次のステップまで考えていくところが連携には必要じゃないかなと思っています。

一方で教育委員会と福祉部局だけでも連携は結構難しくて、同じ市役所内でも他課であるというだけで連携は難しかったりして、われわれも教育と福祉の連携は難しいなと思っています。ただ、そういった難しさが対立構造を生まずに一緒にやれるようにしていきたいなというところは、今日このあと話し合いをさせていただけるとありがたいなと思います。私からは以上でございます。ありがとうございました。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

戸田市教育委員会
指導主事　藤本　恵美

戸田市の概要

○池袋15分、新宿20分
○30歳代の子育て世帯増加　→平均年齢が42.0歳
→28年連続で県内一若い街
○人口　142,038人　（令和5年5月1日 現在）
○小学校12校、中学校6校
○児童生徒数 11,782人　　教職員数 642人

特色ある取組等

- 産官学と連携した知のリソースの積極的な活用
- 戸田市SEEPプロジェクト（Subject、EdTech、EBPM、PBL）
- 教室を科学する（教師の「匠の技」の言語化・可視化など）

当面する教育課題

- 児童生徒の急増による教室不足と校舎の老朽化（改築、増築、新築）
- Society5.0やVUCA時代を見据えた授業の質的向上
- 多様なニーズのある子供や、落ちこぼれも吹きこぼれも「誰一人取り残されない教育」に向けた取組

1

生徒指導提要の改定

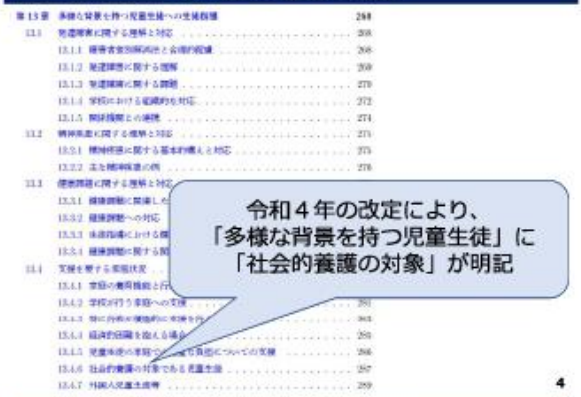

4

生徒指導提要の改定

(2) 学校における対象児童生徒への配慮

上記のことにより、学校は、施設や里親と連携して、アセスメントを共有するなど支援の方針を一致させることが大切です。また、措置を行った児童相談所との連携も重要になります。

なお、児童自立支援施設や一部の児童心理治療施設等には、施設内に学校が設置されており、元の学校との関係で、学籍異動や高校進学時の在籍校の調整などの必要性が生じることもあるなど、社会的養護の対象児童生徒特有の配慮も求められます。

社会的養護を受けている児童生徒については、高校などに進学した場合には、18 歳を超えても福祉が支援をすることが可能となります。それでも施設等の退所後に自立に向けては大きな困難を抱える場合もあり、長期にわたり支援が続けられる体制を組むことが社会全体に求められています。学校も、特にそのための配慮を行うことが必要になります。

また、児童相談所による一時保護中の児童生徒については、一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応についての通知があり、特段の配慮が求められている点にも留意する必要があります。

5

教育の立場から

**「この子困ったな・・・」でとどまらず、
学校内でできる指導・支援をするために**

2

3

戸田市の学校で進めていること

①データを活用したケース会議の実施

②教育総合データベースの活用

6

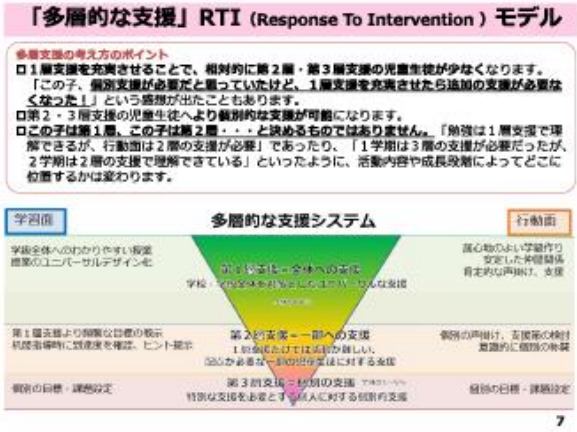

7

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

RTI（Response To Intervention）ミーティングの実践

多層的な支援システム（RTIモデル）の考え方のポイント

□全体（＝第１層支援）に効果的な指導、支援を行いながら、データをもとに児童生徒の**反応をつかみ**、効果が見られるよう**支援方法や指導方法を変えていく**こと。

□集団から個へと**階層的なアプローチ**（第１層→第２層→第３層支援）をすることで、対象を絞り込んでいくこと。

8

教育総合データベース構築の目的

①誰一人取り残されない、子供達一人一人に応じた支援の実現
（子供達のSOSの早期発見・支援等）
②EBPM（EIPP）の推進
（エビデンスに基づいた、または参照した施策や教育実践）
③新たな知見の創出
（匠の技の可視化、学校カルテによる学校現場へのフィードバック等）
④関係機関の連携促進（教育委員会と福祉部局等との連携等）

令和４年度デジタル庁実証事業・令和５年度こども家庭庁実証事業の実施団体に採択

○教育委員会及び市長部局に分散している**子供に関わるデータ**について、**教育分野を軸**にした**「教育総合データベース」を整備**する。
○併せて、**データの標準化やデータフォーマットのオープン化**等により、他自治体においても導入しやすい基盤となることを目指す。

9

ケース会議の重要性

かつてどの学校でもよく行われていた、**一人の子供を全教師で見つめ抜く「ケース会議」を改めて重視すべきではないか。**またその際、**教育データを積極的に利活用**していくべきではないか。

【市内の小学校の取組】

10

３種類のダッシュボードの動画

①個人データ（記録系／テストアンケート系）
②不登校リスクスコア（※管理職のみ）
③学校×市平均

11

教育総合データベース ダッシュボードについて

◆ダッシュボード トップ画面

◆トップ画面で不登校リスクスコアを表示
◆一覧の右側に実施予定（11/30時点で未掲載）
◆不登校リスクスコアが高い順に掲載する予定
◆不登校リスクスコアは管理職のみに閲覧権限を設定する
◆児童別サマリーページへアクセス
氏名欄がリンクになっており、氏名をクリックすると各児童生徒のデータ一覧でみられるサマリーページに遷移する
対象データがない項目には何も表示されない（「データなし」と表示される）

12

ダッシュボードの学校現場における活用イメージ

★**まずはダッシュボードを触ってみて**、どのような場面で活用できるかをイメージする。
★**既存の学校の業務フローのどの場面でDBを活用すると効果的か**を考え、試行する。

＜活用場面の例（※あくまでも例であり、この他にもどのような場面で活用できるかを各校の実態に応じて考えること。）＞

13

今後の展望

情報の共有が連携の第一歩

・アセスメントの実施
・関係者と「チームで支援」する
・振り返りをしながら改善サイクルをまわす

14

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

助言者

鈴木　茂

（こども家庭庁 支援局 家庭福祉課長補佐）

今ご紹介いただきました、こども家庭庁家庭福祉課の鈴木です。こども家庭庁は４月に発足しました。私が所属する家庭福祉課は、里親やファミリーホーム、児童養護施設等の社会的養護施設などを所管するところでございます。先程来シンポジストの皆様から様々なお話を、私も一緒に聞かせていただきました。現在、里親・ファミリーホームへの委託や、児童養護施設、自立援助ホーム等に入所している社会的養護の子どもたちは、全国で４万 2,000 人ほどいます。その中で、本日のテーマである教育との連携と協働についてですが、連携と協働が必要だというところにつきましては、多分大方の皆さんの中でも異論はないかなと思います。ただ、先程来の話の中でもありましたように、その連携の中身が必要だというところは皆様おっしゃっていただいたかと思います。このあとのシンポジストの皆様から、どのような連携をすべきなのか、その中でどのような情報を共有すべきか。なぜその情報が必要なのかというところや、あと、アセスメントをどうしていくかというところについてもとても大事なのかなと思っているところでございますので、ぜひいろいろなお話やお知恵をいただきたいなと思っています。

里親や施設で生活する子どもたちは、様々な困難を抱えていることが多く、例えば児童養護施設でも７割ぐらいのお子さんに被虐待経験があるだとか、自立援助ホームでも同じぐらいの割合です。丁寧なケアが必要だということが数字からも見て取るところができます。どうぞよろしくお願いいたします。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

助言者

伊藤　史恵

（文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課長）

冒頭、基調講演でお話申し上げましたとおり、学校というのは発見、そして支援のつなぎの場、そして今日それぞれの講演者のほうからもつなぎだけではなくつながり続けるということでの期待ということがあるということで、今日それぞれの皆様方の実践の話を聞いておりました。包括的には鈴木さんのほうからお話ありましたけれども、私は今日それぞれ講演をされた方々の中で、ぜひこれからのディスカッションの中でお話をお聞きしたいと思います観点を 2 点ほど申し上げたいと思います。1 つはお互い情報等を共有するときに、つながるといったときに、アセスメントの観点ということで共通の支援計画の共同作成の必要性ということで、例えば竹中児童相談所長のほうからもご提案いただきました。そうしたとき、それぞれ教育の側、そして福祉の側として子をどの観点からまず捉えるのか。アセスメントの観点をどう重視しているのかと。恐らく今日のそれぞれの話の中でも、教育的、学習的に自立していく観点と、また生活で自立していくところの、直近の生活課題を改善していくというところでの観点で恐らく違うと思いますけれども、それぞれどこを重点として支援計画を現状作られているかというところを教えていただければと思っております。これが 1 点目でございます。

2 点目として、既にデータ連携を実践されている戸田市さん、また学校の立場として福祉施設と並置型ということで学校で実際に実践されている濱渦先生のほうからも少し掘り下げてお話しいただければと思って、2 点目を申し上げたいと思いますけれども、特にケース会議をするとき、学校としての役割を意識した情報をどう分担して持ち寄ってくるのかといったところ、ここは例えば濱渦先生のしいの木特別支援学校のほうでは、施設の過ごし方が、だいぶ子どもの状況が違うというのが分かって、それぞれの施設での子どもの過ごし方が違うところでの指導の違いということを乗り越えて、共通指導方針にすると子どもが安心したというお話がありましたけれども、そういった最初の情報の持ち寄り方というのを少し掘り下げてお話いただくと、共通実践としての支援計画をもって、お互いの情報の持ち寄り方というのが、ほかの学校、福祉連携のときにも参考になるかなと思いまして、その点またこのディスカッションで掘り下げてお話をいただければと思っております。

いずれにしても学校と福祉の連携ということで、子どものためにどうやって大人が関われるのかということに知恵を絞るという必要性は、認識として共通していると思いますので、そこに向けてどういった取り組みが深めていけるのかというディスカッションにできればと思っていますので、皆様方、会場お集まりの方々からのご意見というのもいただきながら深めていきたいなと思っております。よろしくお願いします。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

ディスカッション

板東：ありがとうございました。特にポイントになるようなところもご指摘いただきましたので、早速意見交換に、今ご質問があったようなところも含めて入っていきたいと思います。特に今までシンポジストの方々からお話いただいた中でかなり共通して、情報共有の在り方、どういうふうに、どういう中身の情報を共有していくべきなのか、あるいはアセスメントにつなげていくのかということ。それから先程ご指摘のケース会議とか、そういうものをどう持っていくのかというお話がありました。この辺り少しまとめて、今お名前が出ております 3 名の方にお話いただいてから、ほかのパネリストの方にもお話をお聞きしたいと思います。
それでは竹中さんのほうからその辺りの点について、計画の共同作成というところも含めてお話いただければと思います。

竹中：児童養護施設は最低基準に基づいて、施設が作成して、プラスして児童相談所も協力しながらやっていく。そして里親さんは児童福祉法上、都道府県が作るということになっているで、児童相談所が主軸になって、里親さんと一緒に作っていくという段取りになっています。そのときの支援計画の中身としては、子どもが育ってきた背景、どんな虐待を受けてきて、その子のダメージがどんなところにあって、どういうケアが必要で、どういうふうに安心した生活を施設や里親さんの中で作って目指していくのかというところ。そして実親との関係を今後将来どういうふうにしていきたいのか。主としては子どもの気持ちを第一に考えながら、それに向かってどう支援すればいいのか。そしてまた、学習面だとか学力の面、それから学校でのお友達との関係だとか、地域のお友達の関係だとか、集団生活はどうなのかとか、そういったような面で目指すところ、それから学校の先生方の意見といったような内容を、包括的に項目ごとに書かれて、今年度はこういうふうに過ごしていきましょうというような内容になっています。医療が必要な子であれば、月に 1 回通院を必ずして医療の支援を受けるとか、児童相談所に通所しながら心のケアをしていくとか、そういうような細かいところも記載があると思います。
そういうものを、私も学校の先生方が作っていらっしゃる計画が詳しくは分かっていないのですが、子どもの背景、生活している状況にどういうものを具体的に入れていただけるか、というところを一緒に付き合わせながら作っていくと、もっとこの計画に厚みが出るのかなと思っています。その情報の持ち寄り方については、一番安全なのは要対協の中でやっていくといいと思っています。社会的養護の子どもたちも要保護児童の 1 人ですので、ただ先程も申し上げたとおり、要対協の構成員として里親が入っていたり入っていなかったり、地域によって違いがあったりとか、社会的養護の子どもたちのケース会議の場でもあるというところが認知できるといいのかなと感じています。以上になります。

板東：ありがとうございます。伊藤さんのほうにもお聞きしたいんですけれども、学校で作られている計画を共有していくというのは、いろいろハードルがあるんでしょうか？

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

伊藤：個人情報の保護自体、これは各学校のみならず全ての公的、民間機関も統一して個人情報保護の法制下に置くという状況になっておりますので、当然学校における情報というのは、まずは学校の教職員間で閉じるという状況になっています。ただ、先程竹中所長のほうからもお話がございましたけれども、要対協において法律上位置付けてある子ども支援の枠組みというところにつきましては、基本的に共有しながら、という方針であります。ただ、ここにおいてもどのような情報を共有するのかというのは、基礎自治体におけます情報保護審査の枠組みによって取り扱いが違ってくるということが、現状の事案としてお話は聞いていますので、そういった個別で共有が難しいというところはあろうかもしれませんが、一般的に言えば、要対協のステージに乗せて情報を共有していくというのが一番スムーズなあり方かなとは思っています。

板東：ありがとうございます。先程のお話のように、里親が入っているかどうかとか、いろいろ地域によっても要対協の構成、仕組みも違うというお話がありましたので、今後どういうかたちがいいのかというのはいろいろ試行錯誤の部分はあるかもしれませんけれども、またそこのところも 1 つの課題としてあるのかなというのを感じさせていただきました。それでは藤本さんのほうから、いろいろなデータの共有、IT も活用して、という話ありましたけれども、この辺りで何か課題と感じておられるところがあるのかどうか、お聞かせいただければありがたいと思います。

藤本：ありがとうございます。課題は当然いっぱいあって、アナログでも課題はあるし、デジタルでも課題はあるというところなんですけれども、データでリスクが高いと出たら本当にリスクが高いかといったらそんなことはないですよね。データを見てリスクが高いとなって、ああ、リスク高かったんだ、で終わっても意味がないですよね。大事なのはその先に支援があることであって、その支援のところにより力をかけられるようにするためのデータの共有なんだと思っています。なので先程まで出ている計画の共有なんかもそうですけれども、計画を共有すること自体が目的なわけではないですよね。なのでそこに時間をあまりかけたくないわけです。もっと子どもたちのためになる支援の部分に力をかけるというところまで現場に落とし込むには、まだ時間がかかりそうだなと思っているのが今一番の課題かなと思っております。以上です。

板東：ありがとうございます。先程学校の中でいろいろデータを活用して、というお話があったかと思いますけれども、学校と教育委員会間で何か共有するという部分はありますでしょうか？実質的に何をやるかということに関して、例えば地域的ないろいろな差が分かって、どういう条件整備をする必要があるのかといったような、教育委員会全体としての条件整備につながっていくようなこと、あるいは制度の改善とかブラッシュアップにつながっていくようなことはありますでしょうか？

藤本：もしかしたらずれちゃうかもしれないんですけれども、そもそも今教育委員会でデータ整備を進めているという話を先程申し上げたんですけれども、まず導入自体に本市でもかなり抵抗がありました。福祉だったり教育関係においてデータ活用というのは合わないだろうと。データというのは冷たいもので、そんな数値で何かできるものではないという反発は学校現場からも教育委員会内でも起きたところではあります。なのでデータを使って支援をするという考え方の土壌を作る、みたいなのが最初のステップで必要だったなと思います。
あとはそれが、じゃあ今度教育委員会から学校に伝わっ

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

たとき、学校間でも考え方に差があって、そこに関してはトップダウンで学校に何かをやってくれと言ってもやっぱり難しいです。それこそ働き方改革で、と言われてしまうところですね。それは福祉との連携とかでもそうなんですけど、何か上から下りてきたと思うと現場は抵抗を示しやすいです。そこに関しては地道に足を運んで説明をするというのもありますし、実際どういうことができるのかという説明だったりは、かなり地に足をつけてやっていく必要があったかなと思っています。

板東：ありがとうございます。こども家庭庁としてもそういったデータに取り組まれているというお話ですけれども、この辺りについてどう持っていきたいというのがありますでしょうか？

鈴木：そうですね、施設における ICT 化の活用ということについては今年度調査研究を行っているところです。まだ報告書としてはまとまっていませんが、そういうところを活用しながら、みんなが共通して見られるようなかたちを作っていくのは大事なのかなと思っています。ただ、先程来藤本さんからも話ありましたけれども、それをどう活用していくかということや、支援する人がどう使うかというところが大事かなと思います。そこのところを含めた上で考えていく必要はあるのかと思っています。

板東：ありがとうございます。それから先程伊藤さんのほうから特別支援学校の関係についてのご質問も、濱渦さんのほうにございましたので、この辺りについていかがでございましょうか？

濱渦：特別支援学校と施設との連携というところで先程お話させていただきました。まず今施設に入所されているという前提でお話をすると、先程ケース会議の中で、共通のフォーマットを使ってそれぞれが情報を持ち寄るということをしています。そのときに、服薬の状況とか食事という基本的な生活の部分と、授業時間の様子、また不穏時の対応の仕方といった項目を決めながら、それぞれが学校の様子、施設の様子を持ち寄って話し合いをしています。共通のフォーマットを利用する前は、当該の児童・生徒ついて、漠然と話をしていたところを、ある程度項目を決めながら共有していくことができます。また、学校側からも全員が出るわけにはいきませんので、学級担任が出て、施設のほうから寮の担当者が出るということで、それぞれが共有していくということがケース会議の中の肝になる部分かなと思っています。
それだけのことをしながらも、でも実際は「寝耳に水」の状態の突発的な情報がくることがあります。例えば、施設で大暴れをしている生徒が、学校ではそのお子さんは暴れることはほとんどないんです。それは先程の話にもありましたが、施設での生活の仕方と学校での生活仕方を本人も色々決めながらやっているということになります。学校ではそこまで大変な状況であることが把握ができないところで、結果的に医療入院という形で急遽学校に登校できなくなりました。そういったところも綿密に情報共有をしていながらも、実際の苦労とそれぞれの立場ということを理解するのは重要だなと思っているところです。

板東：ありがとうございます。情報の共有に係る問題について、ほかの先生からも何かお聞かせいただきたいと思います。先ほど早川さんが、あとでディスカッションでいろいろ話を、というお話がございましたけれども、いかがでしょうか？どういう情報を、どういうふうに共有していったらいいかという辺りについて何か課題や問題意識、ご提案がございますでしょうか？

早川：学校から求められて一定のデータを、そのまま施設が持っているものをお渡しするということではなくて、学校用に編集し直して、それでお渡しするということはあるんですけれども、ただ紙だけで渡すというよりはとにかく対面で、うちで言うとつぼみというところが最近はハブになっていて、学校とのやり取りをそこを通じて、もちろん直接生活訪問等もやっています。コロナ禍でだいぶ難しかった部分はあるんですけれども、とにかく私はやり取りを、電話とかメールで済まさないでくださいということで、足を運びましょうということで、データの共有は、支援計画だったりアセスメントの共有はベー

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

スとしては私は重要だと思っているんですが、それで済んでしまっては何もならなくて、先程から出ている話のとおりだと思います。対面で顔を合わせてということが大きいと思います。

あとはやっぱり、連携が上手くいっていた時期があって、最近も上手くいき始めているんですけれども、かつて上手くいっていたという時期は、清瀬市はお金がないと言いながら東京都で初めて常勤のスクールソーシャルワーカーを配置して、だいぶ前ですけど新聞に載ったことがあって、その方がかなり敏腕というか、私からすると、思いもあるし、行動力もあるし、かなりできる方でした。でも結果的にその方は、もしかしたら公務員の枠の中に収まらなかったのか、今は児童相談所で働いていますけど、学校の枠の中では働きづらかったのかなと思います。それで非常勤の方になっちゃうとまた働きにくいとか。またあとで野田さんからも補足があると思うんですけれども、今日は文科省の伊藤さんがスクールソーシャルワーカーの配置ということで、これは重要だと思うんですけどなかなか機能しているという話を聞かなくて、どこも非常勤で掛け持ちということが多くて、私は各校に常勤で配置してほしいなと思うんだけれども、各校に 1 人常勤で配置したところで多分難しいだろうなと。児童養護施設でもソーシャルワーカーを初めて配置したときって全然機能していなかったんですね。みんながケア現場で一生懸命やっているのに、なんで 1 人だけ専門職みたいな、違う方向を向いているんだ？みたいなことで、私もそういう経験をしたことがありますけれども、そうならないためには複数配置をするとか、しっかり組織化して共通の研修を設けるとか、そういった仕組化するということが非常に大事だと思うんですけれども、その辺の展望をこのあと聞かせていただきたいなと思っています。

板東：ありがとうございます。今お名前出ましたので、野田さんのほうからもスクールソーシャルワーカーがどういう機能を果たすべきなのか、どういうふうに持っていったらいいのかという、配置のあり方を含めて、お考えがございましたら教えていただければと思います。そのあと伊藤さんからコメントいただきたいと思います。

野田：ありがとうございます。SSW、スクールソーシャルワーカーの配置の話の前に、私自身は SC も SSW も含めて、この間生徒指導提要であるとか、あるいは平成 29 年に教育相談の充実に関する報告書というのが出ているんですが、そちらにも関わらせていただいていて、基本の考え方は、学校が荒れている時期からこの間、学校に生徒指導主事というのが、特に中学校は法定必置、小学校も今は必要性が高くてかなりのところが置いていると思うんです。その人が八面六臂で動いていたとしても、その学校中の困難課題を全部 1 人で背負いきれるわけではないということから考えると、今日の子どもたちが抱える問題全般、特に福祉だとか家庭だとか関係機関、医療、そういったところでワーカーを 1 人常勤で置いていたらそれで済むかというと、少なくともそのレベルを超えて学校はしんどいと、そんなふうに思っています。

ですので、基本的に、先程お話ありましたアセスメントということをしっかり学校ができて、もちろん返す刀というか、そこに関わったワーカーとして、あるいはカウンセラーとして、その直接処遇というか、それを担える部分があれば、そこはしっかりと力量を含めて考えてもらったらいいんです。少なくともそういう建付けでもともと平成 19 年ぐらいに SSW 事業についてどう進めるかで、推進とか選任の要綱みたいなことを考えそれに関わって、スクールカウンセラーについてはもともと臨床心理士というのが歴史的に多くて、ほかに大学の先生とか精神科医ということだったんです。SSW については国家資格として、社会福祉士、精神保健福祉士というのが既にあるので、文科省所管の事業というか、職種ではないんだけれども、国のほうでセレクトされているという意

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

味で、これを充てることを 1 つの原則にしていただいたという経過があると思っています。

その資格の関係で言うと、ちょうど今こども家庭庁さんも忙しいと思うんですが、例のこども家庭ソーシャルワーカーという新しい資格、制度が動き出すという狭間だと思うんですが、これは教育現場の実部経験であるとか、いろいろなことには入れていただいているんですが、このこども家庭ソーシャルワーカーというのが、任用上の資格になるのか、あるいはその資格を取っていくための経験値として SSW があるのかみたいなところで、いくつかの不安や疑問が出ている真っ最中という状況があります。ただいずれにしても、ソーシャルワークの中でも子ども家庭に関するソーシャルワークというのは、高齢者であるとか、あるいはコミュニティであるとか、障害なんかとは違う専門性が必要とされるという関係では、この任用の問題というのは大きいなと思っています。

1 つ前の課題に戻ってしまうんですが、アセスメントに関してなんですが、私は福祉の分野も学校分野も、まさにアセスメントということを本気で取り組むという部分について、緒に就いたところだと考えています。特に学校のほうは先程生徒指導提要絡みでお話しましたように、様々なプランニングが非常に増えています。例えば不登校の子についてはもうひとつの学校というかスペシャルサポートルームというような、学校内に別の学校を置くというような考え方とか、あるいはフリースクールがあったり、もちろん適応指導教室、教育支援センターというのがあったり、スクールカウンセラーがいたりします。そうやってメニューが増えると、適切な支援につなげるにはどうしたらいいかというところで、かなり精度の高いアセスメントが必要になります。私はコンシェルジュが要ると言っているのですが。一方で学校というところは、先程戸田市の実践をご紹介いただいて、なるほどと思っていましたが、なにせ全校生徒はものすごい人数でして、その中からアセスメントであるとか特別な支援であるとかっていう対象を選び出すという営みが、実は結構ハードルの高い話です。この間、特別支援教育の対象というのは、かろうじてそういうかたちでクリアにしていただいたこの 10 数年の実践があると思うのです。そんな中で今日も良い取り組みを教えていただいたんですが、グレーゾーンというか、その手前辺りの子どもたち、ここに実は社会的養護の対象の子どもたちがかなり含まれると思うんですが、こういう子どもたちをアセスメントの対象にするかどうかというところでの悩ましさはあって、全数に対してアセスメントをしましょうというのは成立しない話だと認識しております。いずれにしてもそういうかたちで学校は頑張ってアセスメントをしましょう、アセスメントをする対象をスクリーニングしましょうというふうに、この間文科省は数期に渡っての通知を出していただいていると認識しております。

一方で福祉のほうなんですが、児童相談所の使っている記録を複数の児相から集めて、そのアセスメント項目についての分析をするという研究に関わっているんですけれども、既に出版社から出版も出させていただいていますけれども、実は児相によってアセスメントに必要な情報が必ずしも統一されておらず、かなりばらつきがあるということが分かっています。それと最近ですと、特に教育との連携でいうと、背景の理解もそうなんですが、結局 A 君なら、A 君はこういう場面でどんな行動を起こすのかという意味での行動についてのアセスメント、これが非常に重要だと思っています。最近出ました一時保護所の機能強化というか、家庭的かどうかという話もさることながら、この子がこういうストレスがかかったときどう行動するか、そういうことを精度高くやっていく必要も含めて、福祉の側のアセスメントのレベルアップも求められます。行動診断と言われるカテゴリーですけれども、必要だと思っています。そう考えると、アセスメントをするために情報が不可欠で、どんな情報を使うかだけではなくて、どんなアセスメントをしているのか、そしてアセスメントは何のためにするかといえば、適切なプランニングというか、適切な支援を選び出す、あるいは構築する。こういうことになりますから、この辺りの構造をどんなふうにできるのかというのが課題かなと思っているところです。

最後 1 点だけ、先程要対協というところで、社会福祉施設や里親さんも含めて社会資源の方々はなるべく要対協に入ってもらうように、というように厚生労働省の時代から要対協のメンバーシップに里親さん、あるいは社会的養護は当然入るように、ということを推進していたか

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

と思います。もう 1 つ、個人情報のハードルを越えるための方法というのが、一部自治体で始まっています重層的支援構造、社会福祉法の 106 条の 6 項に規定される支援、これも守秘義務が係って、かつ本人ニーズがなくても連携できるという、この 2 つを柔軟に駆使するという辺りが、今日現場における実践的知恵というかノウハウというか、そう思って現場のほうでいろいろ関わらせていただいています。以上です。

板東：ありがとうございます。それでは伊藤さんのほうからお願いします。

伊藤：ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーの配置に向けてというところでございますけれども、私たちもスクールソーシャルワーカーの配置充実については、現場からもニーズということで声もありますし、しっかり進めていきたいということを考えているところでありますけれども、現状としては、全中学校区 1 万校区ありますけれども、週１回半日と捉えていただければいいと思いますが、それが基礎配置の状況です。つまり中学校区というのは、中学校 1 万校、小学校については 2 万校弱というところでありますので、小中の公立校合わせて約 3 万弱のうちの、今 3 分の 1 の学校に週１回半日配置ができる状況と捉えていただければと思います。ですのでまだまだそういう意味で、本当に課題の大きいところに各市町村としては配置時間を充実して、ということで、ケースとしてはある程度限定して関わっていくというような状況であります。

ただ学校の中でスクールソーシャルワーカーだけが全部調整して、それぞれの課題に応じるというわけではなくて、学校組織で対応していくという方針で、平成 29 年に学校教育法の施行規則、省令を改正しまして、スクールソーシャルワーカーも学校の教職員の職種として位置づけるという制度改正をしています。ですので、学校の教職員の 1 人という中で、校内の中でのチームで役割分担に応じながら、必要な見立てを中心にスクールソーシャルワーカーについては見立て、情報収集にあたっていただいて、それを例えば分掌の中で生徒指導の担当の教員が、その学校の中では、福祉機関ではその方針に基づいて連携します、というようなかたちで動いていただくとか、そういった学校の中で分担しながら動いていただく、その中のチーム員の 1 人としてスクールソーシャルワーカーについては動いていただくという位置付けでやっております。

あと配置時間の充実に向けては、先程小中の 3 分の 1 の学校に週１回半日という現状から常勤化に向けて調査研究というのは、今国として、どういった常勤化を進めていくとどういった業務をさらにスクールソーシャルワーカーが担えるのか。そしてそれにあたって必要な財源だったりというのはどういった規模感になるのか、というのは今調査研究で検討しているところです。ですので、配置時間の充実に向けて徐々に予算等については確保の努力をしつつ、今現状としては、限られた時間の中でより効果的にソーシャルワークの知見を発揮していただくためには、校内での見立てにあたっての指導助言、加えて特に深刻なケースについての個別のソーシャルワークに限定して活動していただくという、そういう現状になっているところでございます。以上です。

板東：ありがとうございます。それに関連しまして、先程野田さんからもお話がありました、こども家庭ソーシャルワーカー、その役割とか今後の見通しはどうなのか、鈴木さんのほうからお話いただければと思います。

鈴木：こども家庭ソーシャルワーカーは、まさに名のとおり、こども家庭に関わるスペシャリストを作っていこうということで、来年度からスタートするかたちになります。具体的なところについては調整中ですが、例えば

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

指定研修が 100 時間程度必要だとかというところで、実際に時間を確保できるだろうか？という現場からの声もいただいているところもございますけれども、詳細等につきましては、今後改めてお示しさせていただきたいなと考えております。今後の予定としては、令和 6 年度末に第 1 期生の合格者が出るというかたちで福祉現場や児童相談所のほうに配置ができればと考えているところでございます。

板東：ありがとうございます。今後に委ねられている部分も多いのかもしれませんけれども、また学校、その他との連携の 1 つの要にもなっていくかなという感じですかね。

鈴木：スクールソーシャルワーカーとこども家庭ソーシャルワーカーとはちょっと異なるところはございます。一方で、児童養護施設とか施設側のほうでも、先程早川さんからも家庭支援専門相談員、ファミリーソーシャルワーカーというフレーズを出していただきましたが、施設では児童指導員とか保育士をはじめとした、いわゆるケア・ワーカーとして日々子どもの支援にあたっていらっしゃる方以外に、ファミリーソーシャルワーカーや、子どもの自立支援のための自立支援担当職員、ほかにも心理療法担当職員や個別対応職員ですとか、里親支援や連携をはかる里親支援専門相談員等、様々な専門職がいらっしゃいます。ですので、施設としては、さまざまな専門職がチームを組んで子どもたちをどう見立てて支援していくかというところを大事にしています。学校との連携というところでは、施設側はこうしたチームの中で、さまざまな職員のうち誰が窓口として学校側と切れ目ない意思疎通をはかっていくかということが大事になっていくところかと思います。

板東：ありがとうございます。串間さんのほうからも情報提供、共有について、課題に感じたことがあれば教えていただきたいと思います。それと合わせて、先程のお話の中でも、最近自立援助ホームに関しては就労という以上に、就学といいますか進学の問題が非常に大きくなっているというお話がありました。高等教育機関になかなかまだ進学できていませんが、しかし実際のニーズはあるというお話もありました。この辺りをどうしていくのかというのもこれからの課題にはなってくるかなと思いますけれども、その辺りも含めて、情報共有の話と、それから先程の進学ということに関して何か課題として感じておられることがあれば教えていただければと思います。

串間：ありがとうございます。まず情報について、高度な情報の管理というか、システムの中でどういうふうに情報をつかんで、それを共有していって、という話になっていったかと思うのですが、私たち自立援助ホームは、年齢の高い子どもたちが来ます。彼らはある程度の自己認識は持っている子どもたちです。けれども、そういう子どもたちと触れ合っていく中で、残念ですが、届いた情報と本人が持っている情報との突き合わせができていないと思うんですね。われわれに届いた情報と、本人が持っている情報の突き合わせがないままに支援計画を立てたとしても、それには弊害が生じると、私は危機感を持っています。忘れてはならないと思うのは、その情報の事実の確認をちゃんとするということが必要ではないかなと思っています。そのためにはすごくエネルギーが要るし、時間もかかることですが、その事実確認をする上で、本人が語れるのであれば、本人が持っている情報をちゃんと聞くということですね。本人の持っている情報をまず聞いて、そして届いた情報との突き合わせをしながら、本当の事実はどこにあるのだろう、また本人が持っている情報と私たちがつかんでいる情報のちぐはぐな部分って何なんだろうというところをしっかりとつかむという作業をしないと、いくら届いた情報で計画を立てても、それは正直言って本人のためにならないのではないかなと思っています。

もう 1 つ、私たちの自立援助ホームは職員、スタッフも少人数なので、そこでは議論の時間を作るのではなくて、日常生活の中で話題にすることができます。特に私は夫婦制でやっているので、家内と 2 人でよく語りをするのですが、支援計画を立てるとどうしてもそこに乗っけようと陥っていく自分の姿がふわっと出てくるんですね。せっかく立てた計画で、本人も理解しているのだから、

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

これでいこうと。でも、本当にそれでいいのか？という、支援計画ありきに陥らないための第三者的な立場でしっかりと見極めをしていただく。それが再評価であったり、児童相談所さん、ケースワーカーさんが現況調査来られますけど、そういうときに点検をするという作業。こういうことを丁寧にやっていく必要があるのではないかなと思っています。

それから高校、大学への進学についてなんですけれども、最近なぜすごく多くなったかというと、財政的な支援がすごく充実してきたというのがあると思います。子どもたちが負担を負わずに進学ができるようになってきたというところがあるかと思います。進学をして、1 つの時間を確保することで、さっき言ったような、自分と向き合う時間が保障されることのほうが、進学をして学力をつけるというのも大事なんですけれども、私たちとしては時間の確保ができて、その間に本人が抱えている見えない課題を、整理できるものは整理してあげたいと思っています。

私たち自立援助ホームはよく最後の砦と言われますけれども、何が最後の砦かって思うんですけれども、虐待、それから生活困窮に陥る世代間の連鎖を防ぐというのが最大の目的じゃないかなと思っています。じゃあそのために何をするかというと、普段の生活の中で、普段の生活って何だろう？親子関係って何だろう？夫婦関係って何だろう？そういうものを肌で感じる機会を作ってあげるということだと思います。だから進学をすることによって時間の確保ができて、本人の将来的な展望も広がるんですけれども、その間にわれわれが何をすべきかということをしっかりとつかんでおくということが、それがわれわれの支援じゃないかなと思っているところです。

板東：ありがとうございます。進学ということで、先程伊藤さんのお話の中で放送大学の例が挙げられておりましたけれども、私のほうから若干宣伝といいますか、情報提供させていただければと思いますけれども、放送大学は、障害のある方々のアクセスにも非常に力を入れております。それから、放送やネットを使ったり、DVD など、いろいろな媒体を使って学べるという部分もありますし、各地にある学習センターでいろいろな年代の方々、働いている方含めて接することができるということもありますので、先程のように、入学のときのハードルが低いと言いますか、試験がないということもありますので、いろいろな意味で困難を抱えた子どもたちの高等教育へのアクセスの 1 つの選択肢としても考えられるのではないかなと思っております。

それでは、だいぶ時間もなくなってきたんですけれども、ほかにもいろいろディスカッションしたいテーマはあるんですけれども、1 つご質問が来ておりますので、どなたかお答えできる方がいればお願いしたいということです。ご質問のほうは、どうしても社会的養護につながらない子どももいます、ということなんですけれども、支援をし、奨学金などをもらっても、親に振り込まれてしまって親が使ってしまうと。それでも施設入所を拒む子どもたちへどうにか支援をしたいと思うんですけれども、子どもに直接届く経済的支援がなく苦慮していますと。社会的養護につながっていない子どもへの支援についても何か検討されていますでしょうか？という、なかなか直接子どもに届かないというところで、途中で消えていってしまうというお話でありましたけれども、この辺りについて何かコメントございますでしょうか？そういう直接届かないというところでご苦労はありますでしょうか？竹中さん、いかがでしょうか？

竹中：ありがとうございます。私たちもそういうお子さんの支援、本当に苦慮しています。どうしたらいいんだろうというケースがいっぱいあります。最近増えているなという肌感覚なんですけれども、とにかくまずは相談に来てほしいなと思います。すぐに、じゃあ一時保護所ね、とかじゃなくて、福祉事務所とか女性相談支援とか、いろんな支援策があって、もしかしたら合うものがあるかもしれないし、とにかく話を聞かせてほしい、それで一緒に考えたいと思います。まずは電話かけたり、来てもらったり、SOS を出してほしいなと思います。ちゃんとした答えになっていないんですけれども、いろいろな方策を一緒に考えたいと思います。

板東：では野田さんのほうからお願いいたします。

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

野田：今のご質問の中に心配というか、まず制度的には日本の児童福祉法、虐待防止法、そして民法の親権関連規定というのは、かなりいろんなことができる仕掛けになっています。確かにアルバイトしたお金をせびりに来るとか、施設に親権者だからといってお金を取りにくる保護者が現れたりした場合、民法の親権規定が、かつてのように親権のはく奪なんて言っていた時代から、親権の一時停止も視野に入れることができるというふうになったとき、厚生労働省のほうではどんな場合に停止の対象になるのかということについての事例を収集するためアンケート調査を行いました。特に社会的養護の施設のほうでは今日もちょっとお話したように携帯電話の契約ができないとか、進路選択ができないとか、いろいろなことが上がってきて、それが子どもの最善の利益にヒットしないときは、親権の停止の要件にもなるんだということも提案していただいていたかと思います。そこまでいかなくても、実際の生活場面での関係で言えば、今日の援助ホームもそうですし、あるいは弁護士会なんかが持っていますシェルター等も活用しながら、具体的にどういう手立てができるかと。この辺り、私も臨床でしばしば出会うんですけれども、そういうケースについてはほとんどが児相さんと、それから弁護士会なんかの子ども権利委員会とリンクしながら、そして各地の、特に比較的大都市の大きな弁護士会なんかですと、マンツーマンというか、1 人の子どもに 1 人の弁護士を張りつけてくれるような実践をしているというところも数か所あります。こういうものを使いながらできるのかなと思います。

ただ先程心配と申し上げたのは、児相さんも、そして時に市町村もそうかもしれませんけれども、そういった手があるんだけれども、どうも難しいとなると、もう無理ですねというかたちで、そこでつながりが切れてしまうことがあります。そういう状況はないのかということが含意されていないかというのが気になることでして、今の仕掛けと、それから熱意を持った職員、これはまさにホットなハートだけではなくて、冷めた頭というかクールなヘッドも合わせもつ必要がある。先程の立川の所長さんがおっしゃるとおり、ぜひともそういうところでつながって、相談していただけたらいいのかなと思いました。以上です。

板東：早川さんのほうからお願いいたします。

早川：ご質問の奨学金とかっていうのは高等教育ですかね？

板東：高等教育ではないんじゃないかと思います。高等教育のほうならもっと本人のほうに、ということになると思います。

早川：義務教育中は正直、親も時には壁みたいなことになることはありますけれども、ただそこを超えて、私のところでも今 16 歳で他県に家出して、というお子さんを預かっていて生活の支援をしていますが、どこの児相も 16 歳なのに受けてくれないんですね。親の養護もない、なので自前で見ているとか、そういった事例がポツポツ出てきています。児相絡めないので、自前でこの子を見るしかないね、みたいな。今度法改正で、この辺りまた鈴木さんから補足していただければと思うんですけれども、今まで児童養護施設とか社会的養護、18 歳未満あるいは自立援助ホームで言うと 20 歳未満で支援が始まらないと支援ができない、そこを超えちゃうともう支援が始まらないだったり、いったん出てしまうと支援の再開ができないということがあって、今回の法改正で児童自立生活援助事業、自立援助ホームが対象だったんですけれども、これは児童養護施設や里親さんにも対象を拡大して、支援の再開ができるというふうになりました。これはインケアなんですけれども、社会的養護自立支援拠点事業ってアフターケアの拠点ができていて、こちらは年齢関係なく、過去に社会的養護に関わってなくても支援ができるんですね。インケアに関して、入所支援に関しては短期ということになりますが、いろいろなサポートはできるようになってくると思います。ただこれが先程言った、お金のところも含めて使えるパイが増えるように、ということはこれから鈴木さんたちに頑張っていただきたいところです。

あと一方で、私たち社会的養護のイメージ、児童相談所もそうなんだけれども、トー横キッズとかいって、二度

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

と児相なんか行くか、みたいな感じで逃げ回って、家出しているんだけど行き場がないという人たちがいるわけで、自立援助ホームも児童養護施設も、しっかり質を整えて、行きたくなる、行ってもいいかなと思ってもらえる、あるいは直接契約ということで、どこに振りまかれるか分からないみたいな感じで、行った先で当たりはずれがあるとかじゃなくて、子どもたちがきちんと施設、自立援助ホームを見て分かって、できれば直接契約ができるぐらい、かつて自立援助ホームはそういうことはできたんですけれども、そういった制度、仕組みの変更だったり現場の改善はしていかないといけないなと思っています。

板東：では鈴木さんのほうからもお願いいたします。

鈴木：早川さんからいろいろお話をいただいましたので、私はプラスアルファというかたちではございますけれども、今回の児童福祉法改正で大部分が 4 月から施行されます。その中で、施設措置等を解除された方たちを中心に、実情をしっかり把握していくということ、それに対して必要な自立支援をはかっていくということが都道府県の業務として位置づけられました。先程お話がありました児童自立生活援助事業における 22 歳の年齢要件が弾力化されたり、自立援助ホームのほかにも児童養護施設とか里親・ファミリーホームでも実施できるという実施場所の弾力化とともに、繰り返しになりますが、幼少の頃虐待を受けたけれども公的支援につながらず、成人を迎えた後になかなか上手くいかない、どこか相談をしたい、自立のための支援がほしい、という受け皿として社会的養護自立支援拠点事業というかたちで 4 月からスタートします。

社会的養護自立支援拠点事業では、地域の実情に応じてになりますが、一時避難だとか、自立のための生活ができる場所ということを設けながら、自立の後押しをしていくということもメニューとして考えているところでございます。こうしたところを活用していただきながら、先程竹中さんから話ありましたけれども、本当に身近なところで相談できる、例えば児童相談所とか役所のほうが難しいというのであれば、自立支援拠点事業所に相談に行ってみるだとか、事業所がかかわっていきながら、そこから必要な支援につなげていくということで広げていければと思います。

板東：ありがとうございます。そろそろ時間も巻いてまいりましたので、最後、一通り皆様から一言二言いただきたいと思います。今日のお話の中にも、単なるつながるというのではなくて、ずっとつながっていくのが重要だよというお話がありました。今日の議論は、教育と、それから社会的養護との連携、協働を進めていくということを、初めてこの FLEC フォーラムで議論させていただいたというので、まだスタートラインだと思いますけれども、これからもつながり続けながら連携、協働していくために、どういうことが必要なのかということを最後に、それも含めてもう一言何か言いたいということがございましたら、締めくくりにご発言いただければと思います。ではパネリストの皆様にご発表順にお話しいただいて、最後に助言者の方々の鈴木さん、伊藤さんからもお話をいただきたいと思います。では竹中さんのほうから順番にお願いいたします。

竹中：時間がないので本当に一言で、今日は本当にありがとうございました。こうして教育現場の皆様と同じテーブルにつくということ自体が奇跡的なことかなと思っていて、とても勉強になりました。お互いの大変さを共有しながら、尊敬し合いながら、子どもたちのために進んでいくのが本当に大事だと改めて感じました。本日はありがとうございました。

早川：連携という言葉は非常に抽象的で、私はなるべく普段使わないようにしていて、協働、協力しながら働くみたいな言葉を使っています。職員とも言っているのは、まずは協働するためには互いの役割の違いを受け入れるということですね。児童相談所も警察も学校も医療も施設も、みんな役割がもともと違うので、そこのわきまえがないと本当話通じないな、とか、なんであの人いつもああなんだ？とか、これだから警察は、みたいな話になるんだけれども、違いを受け入れた上で、竹中さんおっしゃるように、リスペクトし合うと。どこが協働できる

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

のかって、できないところははっきり言ってあります。児童相談所と施設は役割が違うので、同じことはできません。だけれども、どこが一緒にやるべきなのかという峻別をしながら、互いに尊敬する姿勢が必要かなと改めて思いました。今日はどうもありがとうございました。

串間：こういう貴重な機会をいただいて、本当に感謝申し上げたいと思います。私から最後にということで、何を話そうかなと思ったのですが、主人公は誰と私はいつも職員と話し合うんですね。主人公はやっぱり入居している子どもたちなんだ、そしてその家族なんだ、周囲なんだ、ということで、その子どもたちの声を聞くという。声を聞くって、先程もお話しましたように、よほど信頼関係ができないとなかなか語ってくれません。そういう中で察してあげるということが大事なのかなと。この子は今どういうことを考えているんだろう？どういう思いをしているんだろう？そういう察したことをお互いに学校、私たちみんなが共有できるような環境づくりをしていきたいなと強く今日この場で感じたところです。ありがとうございました。

野田：私も子どもを真ん中に置いて、子どもの声をしっかり聞くという昨日のことと、それから、この世界の難しさというのは、それをそのまま実行するということではなくて、私たちがそのことをどう引き受けて、何を実現しようとするのかという。そこのところにはアセスメントの視点が重要なんだろうと思っています。連携は必要なんですが、少なくともその子がどうしんどいのか、何でつらいのかということをしっかりと共有しない中では、やり方は結構対立的になってしまうということをしばしば経験します。ですので、安心して連携できるためには安心して情報共有できるという、そこの姿勢をぜひとも福祉も教育もメッセージとして出していただきたい。もちろん限界があるというところで、その辺でいうと、時々両省から出てくるというか、こども家庭庁はまだこれからですが、いろいろ良い文章の最後に、「個人情報に配慮し」といったことがさらっと書いてあって、これがものすごいハードルとなることがしばしばあります。何はしてよくて、何は避けるように、という辺りを丁寧にメッセージとして各界が発信していただけるとありがたいと思います。今日はありがとうございました。

濱渦：今日はありがとうございました。本校は、施設に入っているお子さんたちを対象とした学校でありますが、本校に来る前には小中学校の特別支援学級だったり、また都内の特別支援学校に通っていたお子さんたちです。そういった子供たちが家庭や学校から引き離されないような支援を、在籍している学校として行っていく必要があるんじゃないかなと思います。適切な支援を行うことで育てやすさにつながる。それはイコール、養育困難にならないとか、家庭内での不適切な対応にならないということにつながっていくかと思います。これは本校だけでできることではありませんが、学校教育としてできることということで、本日お話させていただきました。ありがとうございました。

藤本：ありがとうございました。先程からも出ていますけれども、連携という言葉は本当にマジックワードになりやすいなと思っています。そうならないように仕組み化していくことが今後もっと必要になってくるかなと思いますし、その仕組み化するための役割分担というのは今後もっと皆さんと話をしたいなと思いました。国がやるところもあれば、われわれのような教育委員会がやることもあるでしょうし、現場でやることももっと今後ディスカッションを深めていきたいと思ったところでございます。本日はありがとうございました。

鈴木：ありがとうございました。主役は子どもであるというのは、こどもまんなかをスローガンとしているこども家庭庁にとってたいへん大事なことです。里親・ファミリーホーム、施設で生活している子どもたちの多くは、これまでの住み慣れた地域、通い慣れた学校、仲の良い友達から離れて、里親・ファミリーホーム、施設での新たな場所で生活がはじまります。学校も転校し、新たなお友達づくりが始まります。子どもたちは、虐待等さまざまな困難や傷つきを受けてきた中で、さらに生活環境が変わって新たにスタートするということを、われわれがしっかりと認識した上で、どう支援していくかという

クロージングシンポジウム
「教育施策と社会的養護の連携と協働ー今、どうなってる？ どう進める？」

ことが必要だと思います。これは転校した学校の先生方だけでなく、里親や施設の職員の皆さんにとっても、子どもたちを受け入れてのあらたなスタートとなります。そういうところをお互いに認め合いながら協力できるといいのかなと、本日の皆さんのお話を伺って思いました。ありがとうございました。

伊藤：ありがとうございました。今日のそれぞれの実践の中でも制度的な観点でも新しい取り組みが教育の面でも、そして福祉の面でも進んでいる。そういった情報が支援が必要な子どもたちに届いていくように、情報の共有を進めていかなければいけないということと、また効果的な実践というのもご披露いただきました。こういった情報、実践というところをしっかり共有した上で、特に役割分担というお話ありましたけれども、それぞれが連携の中で、責任がともすれば曖昧になってしまうということではなくて、それぞれが責任をもって、それぞれの専門性に基づく役割を十全に発揮できるように、私は教育現場の体制を支援する立場でありますので、学校、そして学校の専門職の人材の厚みというのをしっかりこれからも強化していくように、取り組んでいきたいという思いを新たにいたしました。今後ともどうぞよろしくお願いします。

板東：パネリストの皆様、ありがとうございました。皆様のご協力で、最初は長いシンポジウムだなと思いましたけれども、あっという間に時間が過ぎてまいりました。先程も申しましたように、教育と社会的養護、福祉との連携、協働ということでは、今回 FLEC フォーラムでも初めてこのテーマを取り上げたということで、まだまだスタートラインというところだと思います。いろいろ課題や現状をお互いに共有しながら、これから 1 つでも 2 つでも、いろいろな仕組みづくりであったり事業づくりであったり、そういうところにつながっていければいいなと思っております。いずれにしろ、これは先に向けての第一歩であるということで、ぜひ皆様からもこれからいろいろなご意見などお寄せいただければありがたいなと思っております。本日はどうもありがとうございました。ちょっと時間が超過いたしましたけれども、これで終わらせていただきます。パネリストの皆様、本当に長い時間ありがとうございました。

ＦＬＥＣ映画祭

FLEC
映画祭

2024 年 3 月 10 日（日）

9:30～14：20

『1640日の家族』

里親と“息子”の幸せな日々に、突然訪れた“家族”のタイムリミット　彼らが選んだ未来とはー。

フランスをあたたかな涙で包んだ実話に基づく感動の物語 生後18ヶ月のシモンを受け入れた里親のアンナと夫のドリス。2人の息子とは兄弟のように育ち、幸せな4年半が過ぎようとしていた。ところが、実父のエディからシモンを手元で育てたいと申し出が…。突然訪れた“家族”でいられるタイムリミットに、彼らが選んだ未来とはー。 長編デビュー作『ディアーヌならできる』(17)で第9回マイ・フレンチ・フィルム・フェスティバル映画監督審査員賞を受賞したファビアン・ゴルジュアール監督。2作目となる本作は、監督が子どもの頃、両親が里子を迎え、4年半一緒に暮らした体験を基に生まれた。人生を変えたこの経験をずっと映画にしたいと思い続け、念願の企画が実現。深い愛と絆を描く新たな珠玉作が誕生した。

監督・脚本：ファビアン・ゴルジュアール　出演：メラニー・ティエリー、リエ・サレム、フェリックス・モアティ、ガブリエル・バヴィ 2021年／フランス／仏語／102分／1.85ビスタ／5.1ch／原題：La vraie famille／英題: The Family／日本語字幕：横井和子 配給：ロングライド © 2021 Deuxième Ligne Films - Petit Film All rights reserved.

『まだ見ぬあなたに』

子どもの幸せを決めるのは誰だろう

同級生とのつかの間の交際で妊娠してしまった17 歳の遥。
幼い頃に母を亡くし、父は仕事に忙殺されている。
誰にも話せないまま中絶できる妊娠週数を過ぎていた。
そのことに気づいた図書館司書の潤子は…。二人の心の旅が始まる―。

日本／2019年／30分／監督・脚本・編集：小澤雅人／エグゼクティブ・プロデューサー：佐藤剛／主演：池田朱那、遠谷麻美／
制作：Foster Care Promotion Project／助成：公益財団法人日本財団／２０２１年ダマー国際映画祭　観客賞受賞
@ Foster Care Promotion Project

『ほどけそうな、息』

新卒で児童相談所に入職して２年目のカスミは、疑問を感じながら赤ちゃんを母親の元から引き離して一時保護したり、親たちに理不尽に怒鳴られながらも職務を果すべく踏ん張っていた。
そんなカスミを中心とした児童相談所の職員が、生きづらさ抱える子供たちや家族を支え、彼らにとっての幸せの形を見つけるため、悩みながら奮闘する日々を追う。

日本／2022年／44分／監督・脚本・編集：小澤雅人／エグゼクティブ・プロデューサー：佐藤剛／出演：小野花梨、月船さらら、水石亜飛夢／制作・配給：マグネタイズ／公式サイト：hodokesouna-iki.jp／第9回日本セルビア映画祭出品、第28回あいち女性国際映画祭正式招待作品　©2022「ほどけそうな、息」製作委員会

ＦＬＥＣ映画祭

『トークセッション』

佐藤　　剛（西日本こども研修センターあかし、Foster Care Promotion Project）
ロング朋子（一般社団法人ベアホープ 代表理事）
藤井　康弘（代表幹事／元厚生労働省障害保健福祉部長）

司会：
宮内　珠希　（二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション主任）

佐藤 剛

ロング 朋子

藤井 康弘

司会　宮内 珠希

閉会の挨拶

相澤　仁

（共同代表／大分大学福祉健康科学部 教授）

共同代表の相澤でございます。閉会のご挨拶をさせていただきます。今回のフォーラムにおいては、年度末の大変お忙しい中、500 名を超える方々にご参加をいただきまして、衷心より御礼を申し上げます。主催者としまして、年々拡充している 3 日間のプログラムでしたが、大きなトラブルもなく開催できましたことは、本当によかったと思っております。行き届かなかったことも多々あったことと存じますが、経費を助成してくださいました公益財団法人 SBI 子ども希望財団、質の高い専門性や価値ある体験に基づいて有益な情報や知識などを提供してくださいました登壇者の皆様、関心を持って積極的に参加し、熱心に傾聴してくださいました参加者の皆様、毎回安心してセミナーに参加できるよう、広報、参加者の登録や受付、当日の適切な環境づくり、そして円滑な進行まで、下支えとしての役割を地道に責任感をもって果たしてくださった早稲田大学総合研究機構および事務局の皆様、本フォーラムに関わってくださいました全ての方々のご協力、温かな心遣い、励ましをいただき、滞りなく開催できたものと考えております。主催者を代表して、心より感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、今回のフォーラムでは新しい企画として、基礎セッションと FLEC 映画祭を開催いたしました。2 つのプレセッション、特別講演、鼎談、3 つのシンポジウム、4 つの分科会がなされ、それぞれ示唆に富んだ発表について活発な討議および意見交換がなされました。いずれにおいても、登壇者の方々をはじめ、参加者の皆さんが熱心にディスカッションに参加し、活発な意見交換が行われ、貴重な情報や知識を共有し、新たな視点やアイデアを得ることができました。メインシンポジウムでは、こどもまんなか社会の実現に向けて、これからの家庭養護のあり方について、次期社会的養育推進計画の策定を支点にして検討されました。その中で一貫していたのはパーマネンシー保障の理念、すなわち子ども自身が信頼し、無条件に頼ることのできる永続的な人との関係性の保障に基づく施策と実践の在り方でした。この理念に基づいた家庭支援、家庭養護の推進を図ることの重要性を認識いたしました。

午前中に報告させていただきましたが、私がコーディネーターを務めさせていただいた子どもアドボカシーの当事者の視点を考える分科会において、里親家庭で育ったとか、施設で育ったからといった属性にこだわることのない、子ども一人一人の在り様を尊重して、子どもの声に傾聴し向き合ってくれる存在が大切であり、そういう存在を求めている子どもの声を聴く 1 人の大人として信頼関係を築いているだろうか？真に子どもの声を聴くことができているだろうか？など、自分自身に芽生える葛藤と向き合いながら、子どもに寄り添うことが大切である。そしてどう聴いていくのかは、どうその人を分かろうとしていくか等の発言なども通して、専門家はもとより、全ての国民がアドボカシーの担い手としての自覚と、不完全な存在としての自覚を持ちながら、子どもをかけがえのない存在として尊重し、時熟を大切にする態度などで、子どものパートナーとして寄り添い続け、子どもが、この人は本当に自分の声を聴き、理解して支援してくれたと実感できるアドボカシーを実践することの重要性を再認識いたしました。

第 4 分科会では里親のプロ化が協議されました。以前

から話題になっていた課題でしたが、里親のプロ化については真剣に検討する時期に来ていると改めて考えました。クロージングシンポジウムでは、子どものウェルビーイングを保障し、こどもまんなか社会を構築する上で、教育施策と社会的養護との連携、協働が極めて重要であり、要対協を活用した対面の情報共有による、子どもニーズに対応するためのアセスメントや自立支援計画の策定、あるいは誰一人取り残さない多様性を尊重するための多層的な支援システムなど、教育施策と福祉施策の融合の必要性について再確認させられました。

皆様にとって今回のフォーラムはいかがでしたでしょうか？参加するに見合った機会や場になっていたのであれば、大変幸甚に存じます。

皆様、2024 年度ですが、昨年末にこども大綱が公表され、4 月には改正児童福祉法が施行され、都道府県においては社会的養育推進計画の策定など、大変重要な 1 年になると思います。私たち FELC は「全ての子どもに家庭での生活を」という目標を達成するため、新たに実施される制度や事業の実施状況などに注視し、その現状分析を行い、その課題を明らかにしながら、家庭養護の質の向上や、次の改正に向けて皆様のご協力、ご支援をいただき、その役割を果たしてまいりたいと思います。

来年度の第 7 回 FELC フォーラムは、3 月 14、15、16 日にこの早稲田大学で開催する予定です。ぜひとも日程の確保をお願いいたします。1 年後に会場で再びお目にかかることを祈念し、閉会のご挨拶とさせていただきます。皆様、来年はどのようなプログラムになるか、楽しみにしておいてください。次回もぜひとも会場でお会いいたしましょう。3 日間、本当にありがとうございました。

レセプション

リーガロイヤルホテル東京

３月９日　１８：３０～２０：３０